

2 石油・石炭利権

昭和2年3月24日
在ソ連邦田中大使他宛
原外務大臣より

北サガレン石炭企業組合より北樺太鉱業株式会社への権利等移転に関する通報について

昭和二年一月二十日付四条商工次官より出溢外務次官宛
北サガレン石油企業組合から北樺太石油株式会社への権利義務譲渡に対するソ連政府の認可について

歐一普通合第五二號

在莫斯科田中大使殿

在浦潮渡辺總領事殿

聖經全書

北「サガレン」石炭企業組合ヨリ北樺太鉱業
ノイ銅木分館主任題

蘇連邦政府ニ於テハ行詰レル共産主義経済ノ打開策トシテ
凡有生産工業各種施設ニ対シ五ヶ年計画ナルモノヲ立案シ
其ノ遂行ニ狂奔シ居ル折柄トテ自然利権ニ対スル態度強硬
トナリ利権者ヲシテ今更ナカラ蘇連邦内ニ於ケル利権企業
ノ難事ヲ痛嘆セシメ居ル現状ハ一般周知ノ事實ニシテ經營
難ニ陥ルモノ蘇連邦政府ニ依リ契約ヲ廃棄セラルモノ自
ラ利権ヲ放棄スルモノ等相次イテ生シ利権企業ノ将来ハ益
益暗澹タルモノナルヤニ見受ケラレ悲観セラレ居ルトハ云
ヘ我對蘇連邦利権中石油利権ノ如キハ國策上ヨリスルモ飽
迄之ヲ保持セサルヘカラサル使命ヲ有スルモノナルカ如キモ
对スル当地蘇官憲ノ態度ハ如何ト云フニ合法的ニ名ヲ藉リ
各種施設ノ改善ヲ要求シ応接ニ暇無カラシメ居ルカ如キモ
今ノ処特ニ圧迫の態度ニ出テ居ルトハ思ハレス來「オ」視察
中ナル東大教授伊木博士ノ小官ニ語レル所ニ依ルモ石油利
権企業ノ各種施設ニハ依然越後式ノ旧習ヲ多分ニ藏スルヲ
以テ企業拡大ノ今日ニテハ企業自身至急改善ノ必要ヲ痛感
シ居リ乍ラ採油ニ追ハレ遷延シ居ル次第ナルニ付技術者ノ
眼ヲ以ツテスレハ當地蘇官憲ノ要求ハ無理ナリト認ムヘキ
点無シト云フ右ニ依リ察スルモ目下石油企業ノ惱マサレツ

ツアル各種施設ノ改善問題ハ過渡期ニ於ケル一時的現象ト見ラルヘク早晚企業自身ノ自覚ト相俟チ緩和セラルル可能牲充分ナリト思考セラル然ルニ莫斯科ニ於テ中里社長引続キ稻石代表対利権本部間ニ折衝ナル各種懸案ハ容易ニ進捲ノ色無ク多少トモ会社側ノ希望ヲ入レタルモノハ取ルニ足ラサル小問題而已ニシテ石油企業将来ノ発展ニ関係ヲ有スルカ如キ問題ハ悉ク拒絕セラレ居ルヤノ事実ハ（本年五月三日付本機密第五五号送付在亞港總領事宛亞機密第二六号写参照）蘇連邦政府ノ対利権強硬策ヲ物語ルモノト云フヘク右ニ対シ当地鉱務監督官ハ最近蘇連邦政府ノ利権政策ニ変更アリ新利権ハ一切許与セサル方針ナリトテ利権契約ノ改約ヲ意味スルカ如キ利権企業代表者ノ要求ニハ容易ニ応セサルヘシト婉曲ニ語リ居タルカ裏面ニハ當地蘇側「トルレスト」企業ノ發展ニ伴レ我石油利権企業将来ノ進展ヲ喜ハサル事情伏在スルニ非スヤトモ思考セラル

本信写送付先 在蘇連邦田中大使、在亞港佐々木總領事、
在哈府山口總領事

卷之三

北「サグソノ一石張全樂組合」北華下口銀別產內ニ基^ノ

権利義務ヲ北樺太鉱業株式会社（資本金一千万円）へ移転

方ニ付彙ニ當業者ヨリ労農政府ニ願出タル処同政府ハ本年二月十五日付ヲ以テ右移転ヲ許可シタル趣ナリ御参考迄右

付
記

第一五九号

商工次官男爵 四条 隆英(印)

北樺太石油株式会社ノ推薦方ニ関スル件

本件ニ関シ客年八月二十三日付歐一機密第六三四号ヲ以テ

御照金，趙一舟作畫，大抵不取清真之法，而中

社側ヨリ届出アリタルニ付委細右ニテ御了知ノ上可然御收

計相成度此段及回答候也

(別紙)

北樺太石油株式会社

取締役社長 中里 重次

商工省鉱山局 御中

権利義務譲渡認可之件

曩ニ北サガレン石油企業組合ヨリ北樺太石油株式会社ニ権利義務譲渡認可ノ儀ヲソヴエト社会主義連邦共和国政府ニ申請中ノ所昨年十一月二十三日付第一八三号ヲ以テ右認可相成候間此段御届申候也

昭和二年一月六日

昭和元年十二月三十日

訳文

一九二六年十二月二十九日 駐日ソウエト

商務官部第六一四四号

北樺太石油企業組合御中

在東京利権委員会ハソウエト社会主義連邦共和国人民委員会ソウエトカ一九二六年十一月二十三日ノ會議ニテ北樺太石油企業組合カ一九二五年十二月十四日ソウエト社会主義

尚労働部長ハ急用ニテ一週間浦潮ニ出張ニ付稻石一行ハ社命ニ依リ労働者用從業服等買入レ旁々同部長ニ会見シ「プロトコール」作成調印ノ為九日夜行ニテ同地ニ向ヘリ

在露大使、亞港、オハヘ転電シ浦潮ヘ暗送セリ

59 昭和2年5月17日

在ハバロフスク川角總領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

北樺太石油会社とハバロフスク労働部との労

働者雇入れ比率に関する契約調印

ハバロフスク 5月17日後発
本省 5月18日前着

第七七号

往電第七六号ニ関シ(労働者比率協定ノ件)

労働部長都合ニ依リ急ニ「ハバロフスク」ニ帰還シタルニ依リ北樺太石油会社稲石代表ハ佐藤通訊ヲ連レ十三日更ニ当地ニ引返シ労働者雇入レ其他ニ付協定ヲ遂ケ「プロトコール」作成十六日無事調印ヲ終ヘ同夜浦潮斯徳ニ向ヘリ在露大使、亞港、オハヘ転電シ浦潮ヘ暗送セリ

連邦共和国政府ト締結セル利権契約ヲ北樺太石油株式会社ニ譲渡スルヲ許可セシコトヲ御通牒ニ及ヒ候
駐日ソウエト商務官兼在東京利権委員会長
ペ・アニケーフ
在東京利権委員会秘書兼法律顧問 ア・ベクマン
58 昭和2年5月10日 在ハバロフスク川角總領事代理より
田中外務大臣宛(電報)
北樺太石油会社代表とハバロフスク労働部と
の労働者雇入れ等に関する交渉について
ハバロフスク 5月10日発
本省 5月11日着
第七六号
北樺太石油株式会社代表稲石一行三名ハ四月二十七日来哈爾來労働部其他ト労働者比率問題ヲ始メ露人労働者五百八十五名雇入(但シ労働部ハ四百五十名丈供給ニ付残余ノ百三十余名ハ日本人労働者ヲ以テ補充スル見込)及日本労働者約九百名雇入國右ノ外「オハ」海岸ニ長サ五千尺ノ油輸送用鐵管敷設同工事用日本人職工六十名呼寄ニ海底浚渫ノ諸件ニ付交渉中多少ノ曲折アリタルモ大体協定ヲ遂ケ

60 昭和2年6月20日

田中外務大臣より
在ウラジオストック渡辺總領事宛
ハバロフスク川角總領事代理より

北樺太石油会社代表に対する便宜供与依頼

付記

昭和二年六月二日付在ウラジオストック渡辺總領事より田中外務大臣宛公第二九〇号
北樺太石油会社代表等のウラジオストック滯在
について

欧一普通合第五五五号

昭和二年六月二十日

外務大臣男爵 田中 義一

在浦潮 渡辺總領事殿

在哈府 川角總領事代理殿

石油石炭両団体契約改訂ニ関スル件

今般北樺太石油会社ヨリ団体契約改訂交渉ノ為メ成富道正及稻石正雄ヲ哈府ヘ労働者雇入ノ為メ稻石正雄、黒梅金次郎、佐藤二郎及荒谷孝助ヲ浦潮ヘ派遣セル旨又北樺太鉱業会社ヨリ団体契約改訂交渉ノ為メ小沢仁之助ヲ哈府ヘ派遣セル旨夫々通報アリタルニ付テハ右記人員ノ任務遂行ニ対シ貴官ニ於テ適當ノ支持ヲ与ヘラルル様致度御如才モ無キ

コトナカラ特ニ申進ス尚団体契約改訂交渉等ニ関シ當方ノ参考トナルヘキ事項ハ隨時可成詳細報告相成度シ

(付記)

公第二九〇号

昭和二年六月二十七日

在浦潮斯德總領事 渡辺 理恵

外務大臣男爵 田中 義一殿

石油石炭両会社派遣員ノ動靜ニ閲スル件

石油石炭両国団体契約改訂ニ関シ六月二十日付歐一普通合第五五五号貴信ヲ以テ御下訓ノ趣敬承北樺太石油会社代表成富道正、稻石正雄及隨員黒梅金次郎、佐藤次郎、荒谷孝助ノ五名ハ六月十三日来浦成富ハ団体契約改訂交渉ノ為

十八日哈府ニ出発シ残余稻石外三名ハ曩ニ労働部トノ協定ニ基キ労働取引所ノ提供スル労働者ノ実地試験物資買入等ニ奔走中ノ処昨今漸ク万事好都合ニ終了(労働者ハ詮衡ノ結果約四百人雇入レタリ)シ労働者ハ購入物資ト共ニ明二

十八日午後当港出帆「オハ」ニ直航スル労農商船隊傭船平順丸ニテ佐藤荒谷両名(黒梅ハ不日本社ニ帰任ノ筈)指揮ノ下ニ輸送スル事トナリ稻石ハ団体契約改訂交渉參加ノ

について

公第二一四号

昭和二年六月二十一日

在ハバロフスク

外務大臣男爵 田中 義一殿

北樺太石油利権企業ニ閲スル件

北樺太石油利権企業労働者雇入ノ件ニ関シテハ往電第七六

為不日哈府ニ向フ筈ナリ又北樺太鉱業会社員小沢仁之甫ハ六月二十日来浦当地ニ於テ元三菱当地代理人タリシ露人技師「ペルミノフ」ナル者ヲ団体契約改訂交渉ノ助手トシテ雇傭シ二十五日哈府ニ出発セリ前記両社代表一行当地滯在中ハ所謂交渉準備期ニ属スルモノニテ本官トシテ与フヘキ必要ノ支持ト便宜ハ之ヲ提供シ置キタルモ本交渉ノ内容ハ哈府ニ於テ為サルル次第ニ付キ同地總領事代理ヨリ報告アル事ト被存ニ付右ニ御了知相成度此段報告申進ス

61 昭和2年6月21日 在ハバロフスク
田中外務大臣宛

北樺太石油利権企業の労働者募集関係記事に

(7月4日接受)

公第二一四号

昭和二年六月二十一日

在ハバロフスク

外務大臣男爵 田中 義一殿

北樺太石油利権企業ニ閲スル件

北樺太石油利権企業労働者雇入ノ件ニ関シテハ往電第七六

号及同第七七号ヲ以テ申進シ置キタル所右ニ閲連シ六月二日当地発刊極執機関誌ハ「オハ」行労働者ノ募集方ニ付左ノ通報道セリ

六月中旬浦潮労働紹介所ハ北樺太石油利権企業ニ対シ労働者六十九名ノ一団体ヲ発送スル筈ナリ各労働者ハ浦潮労働紹介所ヨリ浦潮迄ノ日当トシテ一人一日ニ付露貨券留五拾哥宛ノ支払ヲ受ケ更ニ同地ニ於テハ汽船ノ利権企業地ニ向ケ出帆前一週間分ノ手当トシテ労銀中ヨリ前払ヲ受クヘシ企業現地ニ向ケラル不熟練労働者中五十五名ハ下級労働者ニシテ其ノ他ハ各種熟練労働者ナリ而シテ十二名丈ハ常雇トシテ残余ノモノハ来ル十月迄季節的労働者トシテ雇入レラタリ

「オハ」行労働者ノ最低賃金ハ二十九留トシテ雇入協定セ

ラレタル所北樺太ノ国定最低賃金ハ二十四留ナルヲ以テ右賃金ハ結局国定賃金ヨリ五留文高率ナリ又労働者ニ対スル

住宅問題ハ保証セラレ居レリ尤モ目下ノ所ニテハ労働者ノ足ヲ与フヘキ家屋ヲ新築スル義務ヲ有ス

浦潮ニ於テ利権企業労働部及鉱山労働者組合ノ代表者立合

内閣雜乙第一六九号

昭和二年九月二十九日

出淵 外務次官殿

別紙北樺太石油利権保護ニ閲スル請願書一件ハ貴省主管ノ

北樺太石油利権保護に関する請願書
別紙一 坂井組合代表請願書
二 塚原組合代表請願書

62 昭和2年9月29日 (鳩山)(一郎)内閣書記官長より
出淵外務次官宛

鳩山 内閣書記官長(印)

北樺太石炭利権保護ニ関スル請願書

北樺太石炭利権企業

アグネオ炭鉱經營者

坂井組合代表 坂井 隆三

請願書

曩ニ我同胞ノ血ヲ沸騰セシメタル尼港事件勃発シ之カ善後策トシテ我邦ニ特殊ノ關係アル北樺太カ帝國陸軍ノ保障占領ニ帰シ我軍政ノ布カルルヤ本組合代表者ハ大ニ感憤スル所アリ同地西海岸ニ於ケル露人企業中ノ最モ価値アル炭鉱トシテ定評アリ良好ナル地位条件ヲ具備シ且其付近一帯ニ瓦ル広大ナル大森林地帶ニ介在シ炭鉱及森林ノ經營上至便ナル「アグネオ」炭鉱ヲ相當多額ノ出資ヲ為シテ其手中ニ

収メ軍政部ノ御許可ヲ得テ其確認ノ下ニ大正十一年春以来專ラ之カ開発ニ当リ候然ルニ其間意外ニモ軍民公私ノ妨碍圧迫ニ遭遇シ經營困難ヲ極メタリシカ之ニ屈スルコトナク多額ノ経費ト努力トヲ傾注シテ之カ經營ニ從事罷在リ候偶々大正十四年二月北京ニ於テ日露利権基本協約締結セラ

ルルノ報アリ吾人ノ権利モ必ス明確ニ確保セラルコトト信セシニ豈団ランヤ北辰会ノ石油利権及企業組合ノ石炭利権ニ付テハ該協約覚書ニ於テ詳細且明確ニ其権利ヲ保障セルニ拘ラス真ニ日本人カ其権利ヲ有シ且多年經營セル僅二個ノ我民營炭鉱中ノ一ニシテ永年吾人カ苦心經營中ノ我「アグネオ」炭鉱ニ至リテハ一言之レニ及ヘルモノナシ此ニ於テ大ニ驚愕シ百方歎願ノ結果辛フシテ塙原組合佐野組合ト共ニ利権企業団トシテ推薦セラルニ至レリ而カモ当初政府当局ハ何故カ吾人ノ有スル「アグネオ」炭鉱ヲ推薦スルヲ欲セス言ヲ左右ニ托シテ之ヲ遷延シ又一方企業組合ノ当事者中ニハ「アグネオ」ノ炭質劣悪用ヲ為サスト故意ニ喧伝スル等朝野両面ノ圧迫言フニ忍ヒサルモノアリ然レトモ本組合代表者ノ道理アル主張ハ遂ニ勝ヲ制シタル次第ニ有之候

抑モ當時中外ヲ震駭セシメタル尼港事件ノ結実タル之等企業ハ速カニ名実共ニ最有意義ニ且ツ尤モ鞏固ナル根底ノ上ニ確立經營セラルヘキモノタルコト勿論ノ義ニ有之政府亦此趣旨ニヨリ詳細ナル勅令ノ發布アリテ本組合代表者ニ於テモ之カ經營ニ關シテハ深ク茲ニ意ヲ致シ慎重之カ対策ニ

苦心罷在候

然レトモ此等企業カ極端ニ我国ト国情政情及產業組織ヲ異ニセル労農露国治下ノ北樺太ニ於ケルモノナルカ故ニ各種ノ事情及煩瑣ナル制度手続ニ累セラレ經營上並ニ經濟上共ニ非常ナル困難ト不利不便アルハ想像ノ外ニ有之候此ニ於テカ從來前内閣ノ絶大ナル特殊保護ノ下ニ在リシ北辰会及企業組合ハ容易ニ会社設立ヲ進捗セス終ニ昨年一月ヨリ六月ニ至ル半ヶ年間常ニ時ノ政府内閣ニ折衝肉迫シ先ニ北辰会ハ海軍省カ多年ニ瓦リ數百万円ヲ投資シ銳意調査セル地域及施設全部ヲ挙ケテ僅々七十余万円ニテ之カ払下ヲ受クルニ至リ同社ハ之カ為メ実ニ数百万円ノ隠レタル財產補助ヲ巧妙ナル理由ノ下ニ付与セラレタル結果トナリ頗ル有利ナル狀態ニ於テ初メテ会社ノ設立ヲナシ又企業組合ハ北辰会ト相対シ從来陸軍省就中薩哈韓派遣軍ト因縁干係アリテ年来特別ノ保護援助ヲ受ケ尚「ゾーエ」炭鉱ニ付テハ陸軍ノ委任經營ナル名義ノ下ニ頗ル有利ナル条件ヲ以テ採掘ニ從事セル以外何等ノ投資ヲナサス又何等ノ権利關係ナキニ拘ラス利権トシテ之ヲ無償獲得スル結果トナリ既ニ莫大ノ利益ヲ享受セルニ之ヲ以テ満足セス頻々タル交渉ト種々

ノ紓余曲折ヲ經テ又終ニ或種ノ理由ノ下ニ議會終了後會計年度末即昨年三月末日卒然窃カニ企業組合ノ代表者ハ單独ニ陸軍當局者トノ間ニ特ニ現金ヲ以テ金壺百万円ノ授受ヲ了シ漸クニシテ会社設立ヲ進捗セシメタルカ如キ其經緯手段方法ノ可否ハ暫ク措クモ之レ皆同地方ニ於ケル企業カ当初採算不安及ヒ之カ将来ニ於ケル經營ノ確保ヲ期スルニ於テ寔ニ已ムヲ得サルニ出テタルモノト確信仕リ候而シテ斯ノ如ク從来多年ニ瓦リ當局ノ種々絶大ナル庇護援助ノ下ニアリテ何等困難ナカルヘキ之等ニ各々公称資本壱千万円払込僅々二百五十五万円ノ会社設立ヲ為スニ当リ更ニ政府ノ特別ナル勸奨負托ニ依リ發企人兼大株主トシテ我財界及產業界ノ巨額全部ヲ悉ク網羅シテ漸ク操業シツツアル狀態ニ有之候

然ルニ之ト相対シテ薄資ニシテ以上ノ二社ヨリモ更ニ遙カニ困難ナル事情ニ在ル小利権企業者ニ對シテハ政府ハ始メヨリ何等財產的ノ補助後援ヲ与ヘス而カモ對露關係及事業關係ニ於テハ之ヲ二社ト全ク同一条件ノ下ニ置キテ顧ミス即チ露都細目協定ノ結果公租公課ト称スヘキ報償率企業設備評価ノ三分三厘ヲ損益ニ拘ラス毎年徵收セラルヘキ所

謂国有財産使用料國家社會保険並ニ企業設備ノ付保及高率ノ施設財産償却強制ノ如キアリ其ノ他一事一物一挙手一投足ニ至ル迄一々勞農當局ノ承認許可ヲ要シ特ニ現業ニ耐ユヘカラサル如キ煩瑣ノ手続ト面倒トヲ強要シ如カモ容易ニ之カ認許ヲ与ヘス事毎ニ故意ニ之ヲ渋滞妨礙スル傾向アリテ其煩ニ堪ヘサルノミナラス之レカ為メニ意外ニ多額ナル無用ノ経費ト人件費トヲ要シ採算上重要ノ費目ヲナセリ如上対露負担ノ重荷ニ加フルニ尚且企業者ハ一方我税法上当然ノ負担アリテ二重ノ奇税ニ苦シム外意外ニモ利権企業ニ関スル勅令ノ規定ニ依レハ下名等ニ對シテモ二社ト同様其利益配当率カ一割五分ヲ超ユル場合其超過額ノ二分ノ一ヲ國庫ニ納付スヘキヲ命セラレタリ之企業當初何等想定セサリシ所ニシテ前記二社以外何人モ恂ニ不可解トスル所タリ故ニ下名等カ爾來心血ヲ注キタル努力モ会社ヲ成立セシムルコト能ハス以テ今日ニ及ヘリ今ヤ近年打続ク我財界及經濟界ノ萎微不振ニ加フルニ内地石炭鉱業界ノ經營困難亦其極ニ達セル時ニ際シ到底株式募集ニヨリテ事業資金ヲ得ル能ハス殊ニ今春來震手法案台銀救済問題等ニヨリ惹イテ我財界ハ前古未聞ノ極端ナル暗黒時代恐怖時代ヲ現出シ信

而シテ天然資源ニ乏シキ我国ノ将来ニ想到セハ本組合既得ノ石炭利権ノ外該炭田地方一帯ニ瓦ル森林利権ノ確保拡張ハ一日モ忽諸ニ付スヘカラサルヲ信シ年来勞農政府ノ當該地方當局トノ間ニ既ニ内々之力交渉及諒解ヲ遂ケツツアル際ナルヲ以テ其基本タル炭鉱ノ採掘操業ハ絶対ニ之ヲ中止スルヲ得サル場合ニ有之此際企業ヲ斷念スルカ如キハ本組合代表者ノ如何ニシテモ忍ヒ能ハサル所ニ有之候

用破壊シ事業金融ノ途梗塞シ内地金融機関ノ破綻及工場ノ閉鎖事業家ノ倒壊相次クノ時ニ際会シテハ本組合事業ノ如キ海外事業ニシテ如カモ一般人士ノ理解ナキ勞農露國治下ノ企業ニ對スル金融ニ至リテハ全々其方途杜絶シ今ヤ全ク事業中止ノ外万策尽キントスル状態ニ至リ候

翻ツテ思フニ此等利権ハ直接尼港事件ノ補償トシテ我国ノ獲得セル所ニシテ歴史的意義ヲ有スルモノナルカ故ニ内国民ニ對シテハ必ス之ヲ成立セシメサルヘカラサルト同時ニ外露国ニ對シテハ國家ノ体面及借用上現下ノ如キ我對外政策ノ重要ナル時期ニ在リテハ其閔スル所尠カラス又将来ニ於ケル諸種ノ對露利権事業消長ニ影響スル所甚大ナルモノ有之ト確信致シ候

而シテ天然資源ニ乏シキ我国ノ将来ニ想到セハ本組合既得ノ石炭利権ノ外該炭田地方一帯ニ瓦ル森林利権ノ確保拡張ハ一日モ忽諸ニ付スヘカラサルヲ信シ年来勞農政府ノ當該地方當局トノ間ニ既ニ内々之力交渉及諒解ヲ遂ケツツアル際ナルヲ以テ其基本タル炭鉱ノ採掘操業ハ絶対ニ之ヲ中止スルヲ得サル場合ニ有之此際企業ヲ断念スルカ如キハ本組合代表者ノ如何ニシテモ忍ヒ能ハサル所ニ有之候

編注 本請願書は八月十二日坂井隆三自身が外務省に來訪し手交したものと同一である。

(別紙二)

北樺太石炭利権保護ニ關スル請願書

北樺太石炭利権

「コスチナ」炭鉱經營者

塚原組合代表者 塚原 嘉一郎

請願書

元來本組合代表者カ「アグネオ」炭鉱ヲ經營セントセルハ單ニ企業ノ利益ヲ目的トセルモノニ非ラス當時ノ事情ニ感憤シテ國家的ニ意義アル事業ニ一身ヲ捧ケントセルニ外ナラサルヲ以テ當時ノ政府當局ノ不公平不条理ナル処置モ出来得ル限り之ヲ隱忍シ凡ユル困難ヲ意ニ介セス唯一意利權企業ノ成立ニ努力シ來ル次第ナルモ事效ニ到テハ事情ヲ具シ當局ノ御明鑑ヲ仰カサルヲ得ス若シ夫レ前内閣時代ノ當局ノ不公平ナル態度ヲ詳細ニ爬羅易抉スルカ如キハ其本意ニ非ラサルヲ以テ此機會ニ於テハ敢テ之ヲ陳述セス何卒前陳ノ事情篤ト御諒察ノ上既述ニ二社カ設立迄前内閣ヨリ經濟上必要ナリトシテ特ニ賦与セラレタルト同様ノ恩典ヲ何等カノ形式ニ於テ薄資者タル本組合代表者ニモ機会均等ノ公平ナル御措置トシテ至急ニ御考慮相仰キ度謹テ奉惓願候

敬具

昭和二年八月

北樺太石炭利権企業

アグネオ炭鉱經營者

坂井組合代表 坂井 隆三(印)

内閣總理大臣男爵 田中 義一閣下

初メ我政府ハ石炭利権代表トシテ北サガレン企業組合、坂井組合、佐野組合ト共ニ塚原組合ヲ推薦シタルニ坂井佐野両組合ハ何等カノ事情ノ下ニ交渉ノ全権ヲ北サガレン企業組合代表者ニ委任シタルタメ實際「モスコー」ニ出張石炭會議ニ列席シタル代表者ハ奥村、塚原ノ両名ニシテ其ノ利

権會議ノ困難ヲ極メタル事ハ當時ノ公報或ハ諸種ノ通信ニ依リ周知ノ事實ナレハ敢テ蛇足ヲ加ヘス候モ他代表ノ不意ナル言質ト軟弱ナル交渉ニ因リ我組合カ不測ノ難関ニ遭遇シタルモノナルコトハ在「モスクー」大使初メ在留諸士ノ親シク見聞セラル所ニシテ會議終了ノ間際利権局ハ突如佐野組合トハ單独ニ利権契約ヲ為スノ意思ナシト提議シタルニ同組合ヨリ全權ヲ委任サレタル奥村代表ハ本国政府ニ請訓シ其結果ナリテ佐野組合ノ利権ヲ撤回シ北サガレン企業組合ヨリ分譲即チ合同經營スルコトナリタルモノニシテ苟モ我政府カ利権代表トシテ推薦シタル者ヲ勞農政府ノ主張ニ異議ナク服従スルカ如キハ事我帝国ノ威信ニモ関スルモノト相信申候殊ニ坂井組合ハ鉱区既ニ確定セルモ我塚原組合ハ「ボロウインカ」炭鉱ノ代リニ「コスチナ」河流域ニ於ケル鉱区ノ地域交渉中ニ属セルニモ拘ハラス事前ニ我組合ニ何等打合ハセモナク不用意ニモ同意シタル結果累々我組合ニ及ホシ一昨年十二月四日ノ本會議ニ臨ンテ突然利権會議ノ主宰者グレウェイチ氏ハ塚原組合ニハ与フル地積ナシト突發的ニ提議セルニヨリ下名ハ彼レカ之迄二露里四方ノ地積ハ与フル權限ヲ有ストノ声明ニ對シテ余

依リ周知ノ事實ナレハ敢テ蛇足ヲ加ヘス候モ他代表ノ不意ナル言質ト軟弱ナル交渉ニ因リ我組合カ不測ノ難関ニ遭遇シタルモノナルコトハ在「モスクー」大使初メ在留諸士ノ親シク見聞セラル所ニシテ會議終了ノ間際利権局ハ突如佐野組合トハ單独ニ利権契約ヲ為スノ意思ナシト提議シタルニ同組合ヨリ全權ヲ委任サレタル奥村代表ハ本国政府ニ請訓シ其結果ナリテ佐野組合ノ利権ヲ撤回シ北サガレン企業組合ヨリ全權ヲ委任シタル関係上奥村代表ト行動ヲ共ニスヘキモ我塚

リニ其ノ意外ナルニ驚キ申候

之レヨリ先キ北サガレン企業組合ハ報償率ニ関シ採算困難ナリトテ殆ント會議決裂ニ瀕シタル際坂井佐野両組合ハ全權ヲ委任シタル關係上奥村代表ト行動ヲ共ニスヘキモ我塚原組合ハ自ラ會議ニ出席シ居ルコトユエ若シ見込アリト言フナラハ単独ニ契約調印差支ヘナシト大使館ニ招致セラレテ大使ヨリ親シク申渡サレタリ之ハ列席ノ川上顧問參事官海軍駐在武官モ熟知ノ事實ナリ故ニ既定ノ期日タル十一月三十日ニハ利権局ニ之レカ通知ヲ發シ又タ一面川上顧問ヨリモ重ネテ之ヲ確メ貴ヒタル位ナリ然ルニ最後ノ會議ニ急転直下我組合ニハ与フル地積ナシトカ或ハ北サガレン企業組合ヨリ分与シテ貰ヘトカ前後矛盾且ツ横暴ノ發言ヲ為ス等仮令労農政府トハ言ヘ余リノ食言ニ其ノ意ヲ解スルニ苦ミタルカ超ヘテ十二月六日ニ至リ佐野組合ノ撤回ヲ耳ニシ初メテ其ノ由來タル所以ヲ知リ得タル次第ニ有之其後大使ノ援助ト幾多ノ難関ヲ突破シ等シク北京條約ニ準拠スル利権トシテ昨年二月漸ク契約成立調印ヲ見ルニ至リ候而シテ我組合ヲシテ此ノ苦境ニ陥ラシメタルモノノ罪ハ今更之ヲ詮議スル必要ナキモ要スルニ他ノ代表カ我政府ノ訓示ニ

利権契約ノ条項ニ基キ先ツ地上ニ密生セル樹木ヲ一メートル半ノ間隔ヲ以テ境界トシ伐採セサルヘカラス而シテ之レヲ完了スルニハ予期以上多大ノ日子ト巨額ノ費用ヲ要シ又タ採炭起業ノ新設備ニハ尠ナカラサル資金ヲ投セサルヘカラス隨テ到底小資本ノ能クスル処ニ無之然カモ若シ本事業ニシテ其ノ発途ニ当リ現下財界ノ如キ不如意ニ際シ金融上不幸ニシテ挫折スルカ如キコトアラハ尼港事件ノ代償タル意義ヲ失ヒ又タ一面ニ於テハ対露利権トシテ國際關係上今後其ノ影響スル所専ナカラスト転タ憂慮ニ堪ヘサル次第ニ御座候

然ルニ漏れ聞ク處ニ依レハ北サガレン企業組合ハ新会社設立ニ当リ時ノ政府ヨリ多大ノ補助ヲ与ヘラレタル由ナルカ我々モ同シク派遣軍時代ニハ軍政部ノ許可ト確認ヲ得テ元「ボロウインカ」炭鉱ヲ經營シ又タ日露利権基本條約ノ下

北権太石炭利権

「コスチナ」炭鉱經營者

ニハ等シク利権代表トシテ我政府ヨリ推薦サレタルモノニ有之仮令内閣交替ノ今日ト雖モ政道ハ一視同仁ノ思召ヲ以テ何卒前陳ノ苦衷御諒察ノ上他組合同様ノ恩典ニ浴シ候様特別ノ御詮議謹而御願申上候

敬具

昭和二年八月

塚原組合 代表者 塚原 嘉一郎 (印)
内閣總理大臣男爵 田中 義一殿

編注 本請願書は八月十八日塚原嘉一郎自身が外務省に來訪し手交したものと同一である。

63 昭和2年10月16日 在ハバロフスク川角總領事代理より
ハバロフスクにおける中里北権太石油会社社
長一行への歓迎振りについて

付記 昭和2年10月16日 在ハバロフスク川角總領事代理より

領事代理より田中外務大臣宛(電報)
中里社長のハバロフスク來訪と同地ソ連官憲の

対日親善振りについて

ハバロフスク 10月16日後発
本省 10月16日後着

昭和二年十月二十一日

在ハバロフスク

総領事代理 川角 忠雄（印）

外務大臣男爵 田中 義一殿

中里北樺太石油会社社長ノ來訪ト露國官憲ノ態度

第二〇四号

中里社長一行十二日来哈翌日ヨリ本官同行極執議長ヲ初メ企業関係当局及職業組合幹部ヲ歴訪ス処用ハ立所ニ解決ヲ見事業ノ經營其他ニ関シ意見ノ交換ヲ為セリ当地官憲ハ同社長ニ対シ恰モ帝國政府代表ノ待遇ヲ以テ歎待シ極執議長ハ社長ヲ主賓本官及館員一同ヲ陪賓トシ訪日團長「スタリコフ」團員「マモノフ」及「リイデマン」其他企業関係当局ヲ陪席セシメ晚餐会ヲ催シタル從テ本官名義ヲ以テ答礼旁々館内ニ晚餐会ヲ催シ極執議長以下是等当地区滯哈中ノ本邦人一同ヲ招待シ極メテ友情的会談ヲ為セリ曩ニ倉知幹事今又中里社長ノ視察來遊アリ此等有力家ノ來訪ハ専用目的以外露官民ニ好感ヲ与ヘ両國親善上効果鮮カ

ラスト信ス中里ハ訪日團一行ト共ニ十五日夜半急行ニテ浦潮斯徳向ケ出發セリ

浦潮ニ転電シ在露大使ニ暗送セリ

機密第三三四号

付記

北樺太石油株式会社社長中里重次氏一行來訪ノ際極東露官憲ノ款待振ニ闕シテハ不敢拙電第二〇四号ヲ以テ申進シ置キタル所極執委員会ハ当地旅館満員ノ折柄同一行ノ為旅室ノ準備ヲ為シ其ノ着發共ニ極執書記官極執行政部長並向外事課長ヲ停車場ニ迎送セシメ手荷物ノ世話ヲモナシ吳レ既報ノ通終始恰モ帝国外交全權ニ対スルカ如キ待遇ヲナシ同社長ノ露國當局側ヘノ所要事項ハ別ニ押問答スル迄モナク其ノ場ニテ解決シタリ

右ハ素ヨリ中里社長カ在本邦露國大使並同通商代表ト親交ノ間柄ニアリ兩者ヨリ極執議長ニ宛テ便宜供与方來電アリタルノミナラス特別ノ紹介状ヲ持參シタル為ナランモ本官ノ観ル所ニ依レハ近來極東露當局ハ荐リニ日露經濟的提携ヲ唱道シ両國ノ親善カ極東露ノ產業復興上緊要ニシテ有利

ナルヲ自認スルニ至リタル結果ナランカト想像セラル
一昨年秋季本官等来任ノ頃ハ各種ノ集会乃至言論機關ハ帝國ノ西比利亜出兵武装解除等ノ事件ニ關シ屢論難攻撃スル所アリ又當地方官憲ノ當館ニ對スル態度兎角敬遠主義ヲ採リ從ツテ民間有志者等ニシテ我方ニ好意ヲ有スルモノモ當館ヘノ出入ハ遠慮勝ナルヲ免レス現ニ是迄極執議長ノ如キハロ実ヲ付シ當館招宴ニ出席セス代理者ヲ遣ハセルカ先頃過キサリシ為先方ハ充分歡迎スル能ハサリシヲ遺憾トセル

モ本官主催ノ晚餐会ニハ極執幹部連ハ何レモ出席シ交々立チテ日露両國親善通商増進ヲ叫ヒ今回中里社長ノ来哈ニ際シテハ着ハノ翌夜極執議長「チユツカーエフ」ハ前例ナキ晚餐会ヲ催シ訪日團長同團員及企業關係當局ニ紹介セル等款待至ラサルナシ
十月十五日右答礼旁本官名義ヲ以テ當館ニ催シタル晚餐会ニハ極執議長以下何レモ出席シタルカ之ハ自國側ノ本邦視察團出席ヲ目前ニ控ヘ渡航後世話ニナル為之ヲ見越シテノ素振ナリトモ見做シ得ヘキニアラサルモ何レニシテモ喜フヘキ現象ナリト存ス

当夜本官ハ中里社長ノ來訪ハ極東露ニ於ケル両國經濟的提携ヲ強固ニスルモノニシテ右ハ両國政府ノ方針ナリト確信ス利権企業ハ着手以來三年目ニシテ實際ノ結果ハ八分通達成スルニ過キス予ハ各位ト共ニ企業代表者ヲ迎フルヲ幸トシ各種団体契約ノ成立ヲ喜フ中里社長ニ對スル友好的款待ハ将来企業ノ各種問題解決上ノ保証タルヘシ予ハ本邦視察團ノ渡航ヲ満足トスル者ナルカ必スヤ我官民ハ日露親善ノ為熱誠ナル歡迎ヲナサン云々ト述ヘタルニ對シ極執議長ハ中里社長ノ來訪ハ両國親善並ニ經濟的提携ヲ益々密接強固ニスルモノトシテ深ク之ヲ喜ヒ歡迎ス極東露ニ於ケル貴國ノ利権事業ハ漸次發展シツツアリ石油石炭及森林團契約既ニ成立シ今又莫斯科來電トシテ改訂漁業協約調印ノ報アリ同慶ノ至ニ不堪唯予ノ遺憾トスル所ハ極東露ノ當局タル吾人ハ未タ経験少ナク當業者其ノ他ニ於テハ不満足ノ点アルヤモ知レス右ハ何等他意アルニアラス各位ノ企業上ノ希望ニ対シテハ出来得ル限りノ援助ト協力ヲ惜マサルニ付遠慮ナク申出ラレンコトヲ請フ又今回貴國ノ商工業各種企業施設見学ノ目的ヲ以テ極東露主要人物十數名ヨリ成ル視察團ヲ派遣スルニ就テハ何レモ初メテノ旅行者トシテ言語習慣

風俗礼節ニ通セス何卒貴國官民ノ配慮方ヲ切望ス云々ト答
札シタリ

次テ中里社長ノ挨拶及訪日團長タル極東國民經濟會議長
「スタリコフ」ノ答辭アリタルモ省略ス

右何等御参考迄報告旁申進ス

写送付先 在露大使、在浦潮總領事

昭和2年10月19日 在ウラジオストック渡辺總領事より

田中外務大臣宛(電報)

中里社長一行のウラジオストック有力者との交歓について

ウラジオストック 10月19日後発
本省 10月19日後着

第一七三号

閣下宛川角電報第一〇四号中里社長十六日当地着以来当地
當局並ニ訪日團長「スタリコフ」「マモノフ」「リーデマン」
「スリューサレンコ」等全權連ノ懇切ナル案内ニ依リ当地
諸工場其他ヲ视察十八日當館ニ於テ關係當局並ニ訪日團一
行等三十余名及在留邦人ノ重立チタル者ヲ當館ニ招待同夜
当管区執行委員長主催ノ晚餐ニ招待サレ殆ト前例無キ多數

昭和3年1月6日 中里(重次)北樺太石油株式会社社長より
堀田(正昭)外務省歐米局長宛

石油トラストに関する日ソ両国企業体間の契約締結について

付記 昭和三年一月二十六日付アニケーフ駐日ソヴ

イエト通商代表兼東京利権委員會長およびベル
クマン通商代表部法律顧問兼東京利権委員會責
任書記官より中里北樺太石油株式会社社長宛
石油トラスト協定調印のためソ連側代表者訪日
について

昭和三年一月六日

北樺太石油株式会社

取締役社長 中里 重次

外務省歐米局長 堀田 正昭殿

北樺太露國側石油トラストニ対シ協商申入ノ件

拝啓陳者去ル十二月一日付弊信ヲ以テ御報告申上置候頭書
ノ件ニ關シ旧臘田中駐露大使ヨリ別紙写ノ通り御回電ニ接
シ候ニ就テハ篤クト協議相重不申候処同トラストニ關シテ
ハ其組織権限責任又ハ将来併存的位置ニアル弊社各鉱場ト
ノ間ニ於ケル幾多関渉問題等ニ關シ予メ研究調査ヲ為スヘ
キ案件モ多々有之候得共鬼ニ角此際トラスト側ニ対シ弊社
ノ態度又ハ意向ヲ鮮明ニ發表スルコト致シ度各種ノ条件

(欄外記入) ナ遂ケントス

(欄外記入) 当省ノ関スル限り本案ニ同意ノ旨野口支配人ヘ電話
通知ス 一月九日 宮尚右通知ヲ以テ本信ニ対スル回答ニ代ニユル旨話合済

(付記)

一九二八年一月二十六日(第二二二五七号)

駐日ソヴィエト通商代表

兼東京利権委員會長

アニケーフ

通商代表部法律顧問

兼東京利権委員會責任書記官 ベクマン

北樺太石油株式会社々長 中里 重次殿

記

北樺太露國石油トラスト代表者ミルレル氏宛

電信案文(露國通商代表經由)

日露有力者交歓ヲ尽シ本十九日多数日露官民ノ見送リノ中
ニ訪日團ト共ニ無事出發敦賀ニ向ヘリ滯在中旅館ハ當局ヨ
リ無料トシ通過其他ノ便宜一切國賓ノ待遇ヲ受ケタリ同社
長來訪ハ川角所報ノ如ク同社ノ為ノミナラス両國親交上
一層ノ効果ヲ揚ケタルモノト認メラル

莫斯科、哈府へ郵送セリ

拝啓陳者東京利権委員会ハ曩ニ貴方ノ御委嘱ニ基キ北樺太石油トラスト代表者ミルレル氏宛發送致候電報ニ対シ一月二十五日付ヲ以テ本日左記返電ニ相接シ候ニ就テハ同氏ノ依頼ニ因リ貴方ニ之ヲ移牒申上クルノ光榮ヲ有シ候

サハリン・ネフチハ北樺太石油株式会社ヨリ企業ノ成功ヲ希望セラレタルコトヲ同社ニ対シ深ク感謝ノ意ヲ表シ

候善隣關係及双方ノ為メニ有利ナル商業的關係ヲ固クスル事ハ事業進行ノ鎖鑰ヲナスモノト思惟致候後者ハ即チトラスト代表者ノ日本訪問ノ目的ノ一ニシテ當方ニ対シ資金ヲ提供シ當方ノ原油ヲ購買スルコトニ関スル貴方ノ懇切ナル提案ハ我々ノ東京ニ於ケル商議ノ事項ニ御座候ミルレル

66 昭和3年3月21日

在オハ豊原(幸夫)分館主任より
田中外務大臣宛(電報)

北樺太石油会社雇用現地人の賃金に関する意見具申

付 記一 昭和三年三月二十八日付在オハ豊原分館主任より田中外務大臣宛第二二号(電報)
北樺太石油会社雇用現地人の賃金問題について

二 昭和三年四月十四日着在オハ豊原分館主任より田中外務大臣宛第二二号(電報)
ソ連側石油トラストによる労働者勧誘の現状について

オハ 3月21日前発
本省 3月21日後着

第一号

近來企業使用ノ露國人高級從業員中給料問題ニ付聊カ不満

ヲ抱キ居タル者アリシ趣ナル處最近露國石油「トラスト」鉱業所長「フジヤコフ」カ技師其ノ他十數名ノ從業員ヲ伴ヒ着「オハ」セシ以来前記露人從業員等ニシテ「トラスト」勤務ニ興味ヲ持ツニ至レルモノ次第ニ增加ノ傾向有ルカ如シ其ノ理由ハ企業露人高級從業員ノ給料ハ「トラスト」最下級從業員ノ給料ヨリモ少額ナルカ為ナリ而シテ本官平素ノ觀察ヨリスルモ「トラスト」勤務ニ興味ヲ有スルモノノ内企業ニトリ最モ必要ナル人物有ルヲ以テ彼等ヲ「トラスト」ニ走ランムルハ企業者等ノ為不利益ヲ來ス虞有リト思考サル就テハ北樺太石油会社本社當局ニ対シ前記露人從業員引留策ニ付此ノ際相當考慮ヲ要スル旨本官ノ意見トシテ御伝達ヲ請フ

(付記一)

オハ 3月28日前発
本省 3月28日後着

從来当地ニ於ケル一般露人労働者ハ賃銀支払不確実ナリシ為「トラスト」勤務ヲ好マサリシ傾向アリシ處最近ニ至リ石油企業ニ勤務セル或種技能ヲ有スル露人優秀労働者スマ目下準備工事作業中ノ「トラスト」ニ勤務替ヲ希望スル向多々アリトノ趣ナルカ其ノ原因ハ「トラスト」ノ賃銀率ハ会社ニ比シ高率ナル事及「フジヤコフ」來着以來確実ニ賃銀ヲ支払ヒ始メタルカ為ナラム而シテ企業ハ彼等ノ引留策ニ付本社ト電報ヲ以テ協議スル等相當焦慮シ居ルモノノ如シ尚往電第一号露人高級從業員ニシテ「トラスト」勤務ニ興味ヲ有スル者ニ關シテハ曩ニ企業ヨリ本社ニ対シ増給考量方電報セシ関係モアリ目下日和見ノ姿ナリト観察サル在露大使、亞港、哈府、浦潮ニ転電セリ

(付記二)

オハ 4月14日 着 発
本省 4月14日 着

三 日ソ利権問題

尚企業ハ「トラスト」ノスル企業作業ノ妨害的仕打ニ対シ適當対策ヲ講スル意図ヲ有スルカ如シ露、亞港、哈府、浦鹽へ転電セリ

67 昭和3年4月4日

在オハ豊原分館主任より
田中外務大臣宛(電報)

石油トラスト契約調印にあたっての北樺太石

油会社に対する注意喚起

オハ 4月4日後発
本省 4月5日後着

第一九号

当地「トラスト」準備作業ハ同鉱業所長「フジャコフ」來着以来労働者ヘノ賃銀支払確実ニ行ハルニ至リン為メ頓ニ活氣付キ現ニ其ノ製材所ノ如キハ客月下旬ヨリ既ニ製材作業ヲ開始シ居レリ而シテ「フ」ハ成ルヘク石油採掘ニ着手セント焦慮シ居ルモノノ如ク企業當局ニ對シ油井掘鑿用機ノ分譲及材料諸施設ノ利用ヲ懇願スルモ現場當局トシテハ本社ト「トラスト」本部トノ間ニ未夕前記事項等ニ付協商ヲ遂ケサル今日専断的ニ應諾スルヲ得ス事毎ニ本社ニ電照シタル上可然応対シ居ルトノ趣ナリ就テハ「トラスト」

。

在露大使、亞港、浦潮、哈府へ転電セリ

68 昭和3年4月9日

池田(岩三郎)海軍省軍需局長より
堀田外務省歐米局長宛

北樺太油田開発に関する海軍省の所見について

付記 昭和三年三月歐米局第一課調書
極東露領における本邦人利権事業の現状概要

軍需機密燃第九三号ノ二

(4月9日接受)

昭和3年4月9日

海軍省軍需局長(印)

外務省歐米局長殿

北樺太油田中露國持分ノ開発ニ對スル投資問

題ノ件
本件ニ閲スル海軍側ノ意見別紙ノ通り商工省鉱山局長宛申進致置候条御了承相成度
右為参考通知ス
(別紙)

昭和3年4月7日

池田海軍省軍需局長

記

一、北樺太油田ニ對シテ採ルヘキ我政府ノ方針
(一)本油田ニ對スル外國ノ投資ハ絶対ニ排拒ス
(二)北樺太產油ノ購入權ヲ確保シテ我石油供給資源ヲ安全ナラシムルノ一助トナス

(三)北樺太ニ於ケル我既得利権ハ之ヲ放棄スルコトナシ
(四)露國ノ態度ニ依リ北樺太石油会社ノ事業經營ヲ不利ニ導クカ如キコトナカラシム

二、「トラスト」ニ對スル資金ノ貸付問題
(1)貸付条件

貸付条件ハ前項我政府ノ方針ニ合致スルモノタルヲ要リ次テ最近同人ノ渡日ヲ見ルノ運ヒトナリ

貸付条件ハ前項我政府ノ方針ニ合致スルモノタルヲ要ス具体案左ノ如シ

本部代表「ミルレル」ハ本月上旬着京ノ上会社ト幾多ノ案件ヲ交渉スル筈ナルカ露人ノ惡癖タル權利ノ主張ニ敏ニシテ義務履行ニ疎キ点ヲ注意セルハ今更云フ迄モ無ク此際當業者ハ最モ慎重ナル態度ヲ以テ最モ完全ナル協定ヲ遂ケ置クノ必要アリ然ラサレハ将来相接シテ作業ヲ為スニ当リ現場ニ於テ種々面倒ナル紛擾ヲ生スル惧アリト思考サルヘン右御参考迄申進ス

三 日ソ利権問題

- (1) 企業資金ハ将来共之ヲ我国以外ノ外国ニ求ムルコト
ヲ許サス
- (2) 産油ハ我國優先購入権ヲ有ス
- (3) 「トラスト」ハ我方貸付金ニ対シテ三年目ヨリ年八分ノ利子ヲ付シ之カ償還ハ三年目ヨリ始メテ十五ヶ年間ニ完了スルモノトス
- (4) 露国政府ハ元利金ノ支払ニ対シ保証ヲナスモノトス
- (5) 産油購入価格ハ加州井戸元値段ヲ標準トス
- (6) 「トラスト」ニ必要ナル機械器具類ハ一切我方出資者ノ手ヲ経テ購入スルモノトス
- (7) 我方出資者ヨリ「トラスト」ノ事業監督者ヲ出スモノトス
- (8) 利権契約ニ明示スルモノノ外我利権会社ノ既設々備ハ之ヲ「トラスト」ニ供用セサルヲ原則トス
- (9) 「トラスト」ノ労働条件ハ北樺太石油会社ト同様タルヘシ
- (10) 貸付方法
- (11) 貸付ハ北樺太石油会社ヲシテ自己ノ經濟ニ於テ行ハシムルヲ原則トス

(3) 営業期間ハ四十ヶ年トシ特別ノ事由ナケレハ四十ヶ年毎ニ更ニ四十ヶ年ノ営業ヲ許可スルモノトス

(4) 産油ハ我國優先購入権ヲ有ス

(5) 我提供資金ニ対シ露国政府ハ三年後ヨリ年五分ノ利子ヲ保証シ又合弁会社ハ我方提供資金ニ対シ年八分迄ハ優先配当ヲ行フモノトス

(6) 我提供資金ニ対シテハ企業後三年目ヨリ償却ヲ行ヒ

営業期間満限ノ際迄ニ全部完済スルヲ要ス露国政府ハ右完済ヲ保証スルモノトス

(7) 産油購入価格ハ加州井戸元値段ヲ標準トス

(8) 企業ニ必要ナル機械器具類ハ一切我方出資者ノ手ヲ経テ購入スルモノトス

(9) 利権契約ニ明示スルモノノ外我利権会社ノ既設々備ハ之ヲ合弁会社ニ供用セサルヲ原則トス

(10) 合弁会社ノ労働条件ハ北樺太石油会社ト同様タルヘシ

(11) 出資方法

「トラスト」ノ場合ニ準ス

(付記)

(1) 露国ノ要求スル金額遙カニ北樺太石油会社ノ負担力ヲ超過スル場合政府ハ必要ト認ムレハ貸付資金ヲ石油会社ニ融通スルモノトス

「説明」北樺太石油会社本来ノ使命ヲ遂行センカ為明カナリ故ニ「トラスト」投資ノ為メコノ使命ニ支障ヲ來サシムルカ如キ事アラハ遂ニハ本末ヲ転倒スルノ譏ヲ免レサルヘシ

メニハ会社ハ将来莫大ノ資金ヲ要スルコト

(2) 露国側ハ鉱区日本側ハ資金トス
超過スル場合政府ハ必要ト認ムレハ貸付資金ヲ石油会社ニ融通スルモノトス

三、日露合弁案

合弁企業ニ於テハ我方ノ意志ヲ相当活躍セシメ得ルカ故ニ第一項ノ我政府方針ヲ遂行シ得ル機会多キモ鉱区ノ評価ニ困難ヲ伴ヒ利益配当ニ於テ確実ヲ期シ難キ惧アリトス昨夏予備交渉時ノ空氣ヨリ察スルニ我方ニ於テ既得利権及資金ヲ提供スルニ非スンハ先方ハ合弁ニ同意セサルヘシ然レトモ資金貸付案停屯シテ進マサル場合状況ニ依リ之ヲ提案シテ一転機ヲ与フルヲ可トス

(1) 貸付条件

(1) 出資ハ露国側ハ鉱区日本側ハ資金トス
(2) 権利ハ日露平等トス

極東露領ニ於ケル本邦人利権事業ノ現況概要

(昭和三年三月調)

一、北樺太石油利権

利権者

北樺太石油株式会社

(資本金一千萬円)

採掘権利地域

北樺太東海岸ニ在ル左記八ヶ所ノ油田地

オハ、エハビ、ビルトウン、ストウオ、チャイウオ、ヌイウオ、ヴィグレック、カタングリ

試掘権利地域

北樺太東海岸ニ在ル左記十一ヶ所ノ油田地其総面積一千平方露里

北オハ、エハビ^(ビヤ)、クイドラニー、ポロマイ、北バタシン、南バターン、チエメルニダキー、カタンギリ、ムンギコンギ、チャクイナンピ、ウェンゲリ

従業員数（主トシテ北樺太「オハ」ニ於ケル）五百七十四人

内訳

三 日ソ利権問題

事項	根拠条約又ハ契約	内 容 條 概	備 考
北樺太石油利権	日本国及ソヴィエト社会主義共和国連邦間ノ関係ヲ律スル基本的法則ニ関スル條約付属議定書乙	日本国及ソヴィエト社会主義共和国連邦間石油利権契約	日本及ソヴィエト連邦間基本条約付属議定書乙(前出)
大正十四年一月二十日北京ニ於テ署名調印	北薩哈薩石油企業組合及ソヴィエト社会主義共和国連邦政府間石油利権契約	北薩哈薩石油企業組合及ソヴィエト社会主義共和国連邦政府間石油利権契約	北薩哈薩石油企業組合及ソヴィエト社会主義共和国連邦政府間石油利権契約
大正十五年二月十九日莫斯科ニ於テ署名調印	北樺太石油株式会社(北薩哈薩石油企業組合ノ権利義務継承者)及ソヴィエト社会主義共和国連邦政府間森林利権契約	北樺太石油株式会社(北薩哈薩石油企業組合ノ権利義務継承者)及ソヴィエト社会主義共和国連邦政府間森林利権契約	北樺太石油株式会社(北薩哈薩石油企業組合ノ権利義務継承者)及ソヴィエト社会主義共和国連邦政府間森林利権契約
大正十四年十二月八日莫斯科ニ於テ署名調印	北樺太東海岸試掘権利地域(北オハ、エハビ、クイヅラニー、ポロマイ、北ボアタシン、南ボアタシン、チエメルニダーキ、カタングリ、ノーグリック、	北樺太東海岸試掘権利地域(北オハ、エハビ、クイヅラニー、ポロマイ、北ボアタシン、南ボアタシン、チエメルニダーキ、カタングリ、ノーグリック、	北樺太東海岸試掘権利地域(北オハ、エハビ、クイヅラニー、ポロマイ、北ボアタシン、南ボアタシン、チエメルニダーキ、カタングリ、ノーグリック、
大正十五年二月十八日莫斯科ニ於テ署名調印	利権地域(オホツク市付近リデンスキイ地方)	利権地域(オホツク市付近リデンスキイ地方)	利権地域(オホツク市付近リデンスキイ地方)
大正十四年二月十八日莫斯科ニ於テ署名調印	利権地域(オホツク市付近リデンスキイ地方)	利権地域(オホツク市付近リデンスキイ地方)	利権地域(オホツク市付近リデンスキイ地方)
大正十四年十二月十日莫斯科ニ於テ署名調印	模様ナリ	模様ナリ	模様ナリ

北樺太石炭利権	日本及ソヴィエト連邦間石炭利権契約	モスクワニ於テ署名調印	昭和二年一月十八日モスクワニ於テ署名調印
利権地域	北樺太西海岸ドウエ、ウラヂミロフスキイ、マーチ	利権地域	北樺太西海岸ドウエ、ウラヂミロフスキイ、マーチ
北樺太東海岸オハ、エハビ、ビルトウン、ストゥオ、チャイウォ、	北樺太東海岸オハ、エハビ、ビルトウン、ストゥオ、チャイウォ、	北樺太東海岸オハ、エハビ、ビルトウン、ストゥオ、チャイウォ、	北樺太東海岸オハ、エハビ、ビルトウン、ストゥオ、チャイウォ、
利権地域	北樺太西海岸南部アグネウォ流域	利権地域	北樺太西海岸南部アグネウォ流域
利権地域	コスチナ川流域	利権地域	コスチナ川流域

69	昭和3年4月12日 中里北樺太石油株式会社社長宛	ミルレル・サハリンネフチ主任取締役	ミルレル・サハリンネフチ主任取締役
付記	昭和3年9月6日および8日付日露通信掲載の石油トラスト契約に関する記事	昭和3年9月6日および8日付日露通信掲載の石油トラスト契約に関する記事	昭和3年9月6日および8日付日露通信掲載の石油トラスト契約に関する記事
日ソ両国企業体間に成立した石油トラスト契約に関するソ連側の見解	日ソ両国企業体間に成立した石油トラスト契約に関するソ連側の見解	日ソ両国企業体間に成立した石油トラスト契約に関するソ連側の見解	日ソ両国企業体間に成立した石油トラスト契約に関するソ連側の見解
ミルレル氏提案	ミルレル氏提案	ミルレル氏提案	ミルレル氏提案
昭和三年四月十二日 東京	昭和三年四月十二日 東京	昭和三年四月十二日 東京	昭和三年四月十二日 東京
北樺太石油株式会社社長 アドミラル 中里 重次殿	北樺太石油株式会社社長 アドミラル 中里 重次殿	北樺太石油株式会社社長 アドミラル 中里 重次殿	北樺太石油株式会社社長 アドミラル 中里 重次殿
サハリンネフチ主任取締役 兼エンバネフチ取締役	サハリンネフチ主任取締役 兼エンバネフチ取締役	サハリンネフチ主任取締役 兼エンバネフチ取締役	サハリンネフチ主任取締役 兼エンバネフチ取締役
ヴェ・ア・ミルレル	ヴェ・ア・ミルレル	ヴェ・ア・ミルレル	ヴェ・ア・ミルレル
吾人間ニ成立セル協定ニ從ヒ吾人カ北樺太石油株式会社ヨリ回答ヲ得ント欲スル諸問題ヲ提出スルニ先立チ次ノ事項ヲ御通達スル義務アルモノト存候	吾人間ニ成立セル協定ニ從ヒ吾人カ北樺太石油株式会社ヨリ回答ヲ得ント欲スル諸問題ヲ提出スルニ先立チ次ノ事項ヲ御通達スル義務アルモノト存候	吾人間ニ成立セル協定ニ從ヒ吾人カ北樺太石油株式会社ヨリ回答ヲ得ント欲スル諸問題ヲ提出スルニ先立チ次ノ事項ヲ御通達スル義務アルモノト存候	吾人間ニ成立セル協定ニ從ヒ吾人カ北樺太石油株式会社ヨリ回答ヲ得ント欲スル諸問題ヲ提出スルニ先立チ次ノ事項ヲ御通達スル義務アルモノト存候
リ回答ヲ得ント欲スル諸問題ヲ提出スルニ先立チ次ノ事項ヲ御通達スル義務アルモノト存候	リ回答ヲ得ント欲スル諸問題ヲ提出スルニ先立チ次ノ事項ヲ御通達スル義務アルモノト存候	リ回答ヲ得ント欲スル諸問題ヲ提出スルニ先立チ次ノ事項ヲ御通達スル義務アルモノト存候	リ回答ヲ得ント欲スル諸問題ヲ提出スルニ先立チ次ノ事項ヲ御通達スル義務アルモノト存候
ヲ御通達スル義務アルモノト存候	ヲ御通達スル義務アルモノト存候	ヲ御通達スル義務アルモノト存候	ヲ御通達スル義務アルモノト存候
吾人カ近隣タル日本ハ石油ノ大ナル消費者ニシテ目下ノ所遙々遠國ヨリ大量ノ購入ヲナシツツアルニ付吾人ハ吾カ石油ノ購入ハ日本ニトリテ興味アル問題ナリト思考致候	吾人カ近隣タル日本ハ石油ノ大ナル消費者ニシテ目下ノ所遙々遠國ヨリ大量ノ購入ヲナシツツアルニ付吾人ハ吾カ石油ノ購入ハ日本ニトリテ興味アル問題ナリト思考致候	吾人カ近隣タル日本ハ石油ノ大ナル消費者ニシテ目下ノ所遙々遠國ヨリ大量ノ購入ヲナシツツアルニ付吾人ハ吾カ石油ノ購入ハ日本ニトリテ興味アル問題ナリト思考致候	吾人カ近隣タル日本ハ石油ノ大ナル消費者ニシテ目下ノ所遙々遠國ヨリ大量ノ購入ヲナシツツアルニ付吾人ハ吾カ石油ノ購入ハ日本ニトリテ興味アル問題ナリト思考致候

北樺太石炭利権	日本及ソヴィエト連邦間石炭利権契約	モスクワニ於テ署名調印	昭和二年一月十八日モスクワニ於テ署名調印
利権地域	北樺太西海岸ドウエ、ウラヂミロフスキイ、マーチ	利権地域	北樺太西海岸ドウエ、ウラヂミロフスキイ、マーチ
利権地域	北樺太東海岸オハ、エハビ、ビルトウン、ストゥオ、チャイウォ、	利権地域	北樺太東海岸オハ、エハビ、ビルトウン、ストゥオ、チャイウォ、
利権地域	北樺太西海岸南部アグネウォ流域	利権地域	北樺太西海岸南部アグネウォ流域
利権地域	コスチナ川流域	利権地域	コスチナ川流域

故ニ石油販売ニ就テハ先以テ日本ト交渉ヲ行フヲ至当ト存候況ヤ本問題ノ發意カ日本側北樺太石油株式会社ヨリ好意的ニ表示セラレタル事ハ莫斯科ニ於ケル会社代表者ノ提案及貴電ニ依リ明カナル所ニ御座候

吾人ハ在樺太嶋ソヴィエト石油鉱業ノ発達ハ多クノ理由ニ依リ单ニソヴィエト露國ノ利益ノミニ止マラス両國ノ利益ナリト思考致候而テ太平洋北西岸ニ於ケル石油ノシチュエーションニ対スル此ノ聰明且ツ先見的評価ニ依リ貴方カ吾カ企業ニ必要ナル資本ヲ提供セラルル処ナリト被存候處貴提案實際化ノ最モ便利ナル形式ハ双方ニトリ容認セラルヘキ価格ヲ以テ當方ヨリ購入セラルル石油ニ対シ前渡金ヲ提供セラルル事ナリト思考スルモノニ御座候

吾人ハ既ニ昨年秋ヨリ弊企業ノ進展ヲ開始シ目下ハ予定計画ノ歩調ヲ以テ準備作業ヲ行ヒツツアル次第ニ御座候然レトモ吾人ハ外國ヨリ追加資金ヲ招致セハ一層弊作業ヲ進展セシメ得ヘクト存候

勿論吾人ハ先以テ本問題ニ関シ自己ノ最モ近キ隣家タル日本ノ会社北樺太石油会社ニ御協議スヘキ義務アルモノト奉存候

ニ吾人ノ目的ニ御座候

本問題ニ関シテハ上述セル如ク吾人ハ親善ノ關係ヲ有シ又将来一層拡張セントシツツアル商工業上ノ相互關係ニヨリ吾人ト結ヒ付クル吾カ隣接ニシテ且ツ石油ノ大ナル消費者トシテノ日本ト御協議致スコトニ決定致シ申候

事務ヲシテ一層迅速且ツ實質的効果アラシメンカ為メ具体的交渉開始ニ先立チ先以テ吾人ト交渉スヘキ發意ヲ御懇示被下候北樺太石油株式会社ニ対シ下記多數ノ質問ヲ提起スルノ必要有之事ト奉存候

之ニ対スル回答ニ依リ總テノ今後ニ於ケル吾人ノ事務ヲ決定スルモノニ御座候

(1) 北樺太石油会社ハ吾人ヨリ今秋初メニ採取見込ノ石油購入ニ関スル問題ニ興味ヲ有セラルルヤ否ヤ

(2) 当方ノ採取物ヲ購入スヘク當方ニナサレタル提言ハ今後二、三年ニ対シ効力ヲ有スルヤ否ヤ

(3) 會社カ當方ヨリ購入スル石油ニ対シ前渡金ノ受領ヲ期待シ得ルヤ否ヤ

若シ會社カ主義トシテ前渡金提供ニ同意トセハ石油ノ価格ニ対シ如何ナル%ナリヤ

貴会社ノ名ヲ以テ莫斯科ニテ當方ニナサレタル提案及貴電中ニ述ヘラレタル申出ハ中里氏ヨリ北樺太石油会社モ當方ト類似ノ見解ヲ有セラルル事ヲ考フルノ權利ヲ吾人ニ与ヘラレ候

次キニ吾人ハ両者間ニ競争ナキノミナラス却テ広ク相互ノ成功ヲ希望シ總テヲ新タニ建設スルヲ要シ且ツ大資本ノ投資ヲ必要トスル原始的地方ニ隣接シテ作業シツツアルニツノ企業ハ不必要ナル併行的資本ノ支出ヲ避ケンカ為メ意義アル商業的基礎ニ置クハ勿論相互ニ共用的企業ノ創設相互の応援及広キ援助ヲ希望シツツアルハ明カニ御座候

勿論直チニ必要ナル相互關係ヲ定ムル事ハ至難ノ事ニシテ即チ右ハ全ク隣接作業ノ経験ニ依リ又種々ノ經濟システムカ両々隣接シテ作業上起ルヘキ複雜ナル問題ヲ双方ニトリ首尾ヨク又満足スル様解決スルコトニ依リ達セラルモノニ可有之候

吾人ハ上記ノ理由ノ為メ日本ヲ訪フニ至リタルモノニシテ日本工業ノ視察及弊鉱場供給ノ為メ事務的關係ノ設定ハ即チ其ノ目的トスル処ニ御座候

又吾人ノ予定スル採油販売ノ可能性ヲ明カニスル事モ同様

(4) オハ產石油引渡ニ際シ吾人ハ石油ニ対シ如何ナル価格ヲ受ケ得ルヤ即チ

(一) 鉱場ニ於テ當方貯油槽ヨリ会社貯油槽渡

(二) 北樺太ニ於ケル船側渡

(三) 小樽タンク船

(5) ソヴィエト連邦ノ一流化学者達ノ研究ニ依レハ北樺太石油ヨリ精製セラルル重油ハ極メテ良好ナル石油燃料ナリトイフ右ハ日本ニ於テ如何ナル程度ニ販売ヲ期待シ得ルヤ

(6) 會社ハ注文遂行期日ノ正確ニ対スル保証ト製品ノ品質ニ對スル責任トヲ負担シ日本製ノ製作品及材料ヲ吾人ニ供給シ得ルヤ否ヤ

且ツ其ノ価格及クレヂットノ条件如何

(7) 會社ハ日本及其他ノ国ニテ購入セル吾人ノ貨物ヲ日本港ヨリオハ迄本年輸送ノ任ニ当リ得ルヤ否ヤ且ツ其ノ条件如何

(8) 會社ハ好意的ニ直チニ現場ニ於テソヴィエト鉱場ニ引渡シ得ヘキ又ハ本年ノ初航船ニヨリオハヘ送致スヘキ各組トナリタル鑿井設備及鉄管ノ現品ヲ日本又ハ樺太ニ於テ

有セラルルヤ否ヤ

又ソノ譲渡ノ条件如何

(9) 会社ハ吾人ノ為メ石油貯油槽建設ニ任シ得ラルルヤ否ヤ
其ノ条件如何

(10) オハ産石油ヲ直接ニ舷側ニ送致ノ為メノ送油管問題ノ解
決ニ関スル会社ノ意見如何又オハニ入港スル船舶ノ為メ
ノ港ニ就テノ問題ヲ如何ニ解決サルル意向ナリヤ

バイカル湾ニ到ル送油管桟橋及道路ノ案ニ興味ヲ有セラ
ルルトノ報道ノ真偽如何

(11) 会社ハ本年海ヨリ鉱場迄軌道ヲ建設セラルルヤ若シ然
リトセハ如何ナル条件ニ於テ狭軌道使用ノ可能性ヲソヴ
イエト鉱場ニ提供シ得ラルヘキヤ否ヤ

吾人ハ上記問題ハ吾人及北樺太石油株式会社カ興味ヲ有ス
ル全部ニハ非スト思考セラレ且ツ交渉中其他多クノ問題起
リ得ヘシト奉存候ヘトモ之等ハ吾人ノ協同作業中ニ審議シ
得ヘキモノト期待致ス所存ニ御座候

終リニ臨ミ予ハ吾人ノ交渉ノ成功ヲ確信スルモノニシテ殊
ニ貴殿中里氏ノ参加ハ吾人ノ全ク欣幸トスル所ニ御座候

敬具

ウエ・ミルレル

一九二八年四月十一日 東京

(付記)

從来ノ對露契約ニ比シ注目サレル石油協定ノ

内容(日露通信昭和三年九月六日所載)

既報ノ通り五日正式調印ヲ見タ日露石油契約ノ要綱ハ大略
次ノ如キモノテ我燃料問題解決ト日露經濟關係ニ緊密ノ度
ヲ高メル上ニ至大ナル価値ヲ有スルモノテアリ且從來両國
間ニ行ハレタ國營林業トラストトノ木材購買契約國營漁業
機關トノ買魚契約其他一般取引契約ニ於テモ往々露國側ニ
ノミ有利ナル片務契約力締結サレテキタノニ比シ主義上ノ
取極メカ著シク妥協化サレタコトテ今後ノ露國國營機關ト
ノ商事契約ニ際シテ同契約ハ一般ニ参考ニ資サレルモノト
解サレテキル即チ原則トシテ

一、契約ハ日露両文ヲ以テ正文トス

一、契約文ノ解釈ハ日本法規ニ基ク

一、本契約ニシテ不幸ニシテ繫争問題ヲ惹起シタル場合
ハ「仲裁手続」ニヨリ解決スルコトヲ約ス

一、仲裁手続ハ東京ニ於テ行フコト

ニ引渡サルヘキ原油ヲ以テ計算スル
一、前渡金ニ対シテ露国國立銀行ハ原油ノ不渡リノ場合
弁済保証ヲナス

尚ホ前渡金ノ利子原油単価ニツイテハ発表シナイコトニナ
ツテキル

一、仲裁手続ニ於ケル本契約ノ解釈ハ勿論日本法規ニ基
ク

ニ引渡サルヘキ原油ヲ以テ計算スル
(日露通信昭和三年九月八日所載)

一、第三者ヨリ挙ケラルヘキ仲裁委員ノ詮衡ニツキ当事者
双方ヨリ各一名ト更ニ当事者双方ニ於テ第三者ヨリ一
名ヲ挙ケル

一、仲裁手続ニ於ケル本契約ノ解釈ハ勿論日本法規ニ基
ク

ニ引渡サルヘキ原油ヲ以テ計算スル

露国通商代表代理ノ声明

(日露通信昭和三年九月八日所載)

一、第三者ヨリ挙ケラルヘキ仲裁委員ノ詮衡ニツキ当事者
双方ヨリ各一名ト更ニ当事者双方ニ於テ第三者ヨリ一
名ヲ挙ケル

一、仲裁手続ニ於ケル本契約ノ解釈ハ勿論日本法規ニ基
ク

ニ引渡サルヘキ原油ヲ以テ計算スル

一、北樺太石油会社ハ同原油代金ノ一部トシテ調印ト同
時ニ百万円ヲシンジケートニ支払フ

一、原油ノ単価ハ山元渡シ値段テ算定サレ前渡金ハ最後

三万五千屯トス

一、北樺太石油会社ハ同原油代金ノ一部トシテ調印ト同
時ニ百万円ヲシンジケートニ支払フ

一、原油ノ単価ハ山元渡シ値段テ算定サレ前渡金ハ最後

引其ノモノノ持ツ意義ハ極メテ重要ナル此取引ヲ金額ノ上カラ見ル時ソレハ一百数十万円ニ過キナイカ然シ乍ラコノ協定ハソヴエート連邦カラ日本ヘノ石油売却ノ最初ノ歴史ヲ創ツタモノテソレハ両国間ニ未タ曾テ無カツタ石油ノ新運河ヲ開通シタト見ルコトモ出来ル即チ日本ニ於テ消費サレル石油ハ此運河ニヨツテソヴエート連邦カラ流通サレルコトカ出来ルノテアル此意味テ今度ノ日露石油取引協定ニ関シ单ニ日本ノ新聞紙ハカリテナク全世界ノ石油専門出版物カ「コレハ将来日本ニ於ケル需要石油ヲ遠隔ノ諸國ノ供給カラ解放スル可能ヲ与フルトコロノ更ニ大ナル日露石油取引協定ノ締結ニ対スル前振レテアリ担保デアル」云々ト書イタコトハ予ヲシテ十分ノ同意ヲ表サシムルニ足ルトコロテアル我北樺太新油田ノ大量產油ノ可能ヲ確信セル石油シノヂケート及サハレン・ネフチ・トラストノ產油企業ノ發展ハ必スヤ近キ将来新ナル石油取引協定ヲ日露間ニ提起セシメ惹イテハ両国間ノ相互貿易關係ヲ年年ト共ニ發展セシムル動因トナルテアラウト予ハ信ジテ疑ハナイモノテアル

薩哈隣石油「ゾートフ」相続人組合
独逸人「クレイ」父子（一八九三年來島其後帰化一九〇九年樺太油田開發ノ目的ヲ以テ天津ニテ資金六十三万両ノ支那石油会社ヲ創立ス）
サハリン、エキスピザン
露國極東工業会社（ペトログラード商会又ハ薩哈隣石油石炭会社ト称シタルコトアリ）
英國系ノ
ファースト、サハリン、シンヂケイト
セコンド、サハリン、シンヂケイト
サハリン、オイルフィールド会社
等アリ相次テ若干ノ試掘ヲ行ヒタルモ作業姑息ナリシ為尽ク失敗ニ帰シ一九一八年（大正七年）以前ニ於テ法規違反期限満了等ノ理由ニ依リ何レモ鉱業権ヲ喪失セリ
邦人以外ニシテ本油田ノ鉱業権ヲ所有セシ最終ノモノハ「イワンスタヘーフ」商会ナリ同商会ハ露國極東ニ於ケル有力ナル企業会社ニシテ前記諸鉱業権ノ喪失セラレタル後出願シ一九二〇年二月（大正九年）ニ至リ東海岸油田地帶全般ニ亘リ五百四十九鉱区（亞港鉱務局登録原簿ニテハ

70 昭和3年10月11日 池田海軍省軍需局長より
北樺太石油会社設立の由来に関する海軍省調書の送付
（10月12日接受）

軍需機密第八八号 昭和三年十月十一日 海軍省軍需局長

外務省歐米局長殿 書類送付ノ件
別冊 北樺太石油株式会社成立由來
右為参考送付ス

（別冊） 昭和三年九月 海軍省軍需局
北樺太石油株式会社成立由來
露領樺太油田ハ一八八〇年ノ頃毛皮商人「イワノフ」ナル者「オハ」ニ於テ之ヲ発見セルヲ以テ噶矢トナス
爾來北樺太東海岸各地ニ於テ鉱区ヲ獲得セルモノニ露人「ゾートフ」（「イワノフ」ノ女婿退職海軍大尉）

五百三十五鉱区）ノ許可ヲ得タリ本鉱区ハ久原鉱業会社及北辰会カ同商会ト合併企業ノ契約ヲナセル鉱業権ナリトス日本人ノ本油田ニ注目セシ最初ハ前記「クレイ」氏ノ支那石油会社カ天津ニ於テ創立セラレタル當時ニシテ同社ハ日本ニ於ケル製品販売ヲ松昌洋行主山本唯三郎ニ詢リシヲ以テ同氏ハ油田調査ノ必要上技師石川貞治氏ヲ現地ニ派遣セントシ艦船便乗ヲ海軍省ニ出願シ來レルヲ以テ海軍モ其ノ企団ニ贊意シ右石川技師ヲ測量艦大和ニ便乗セシメ同氏ノ現地調査トナレリ

次テ大正五年一月宮本機関少佐倫敦滯在中露人技師カ英國ニ於テ北樺太油田企業資本ヲ募集シツツアルヲ聞込ミタルヲ以テ我海軍ニ於テ本油田ヲ至急調査スル必要アルヲ当局ニ建言スル処アリタリ
然ルニ當時石油ハ艦船用燃料トシテ石炭ニ代リ其ノ価値漸ク絶対優越セルヲ認メラルニ到レルヲ以テ海軍ニ於テハ軍用燃料資源トシテ本油田利権ヲ獲得スルノ必要ヲ痛感シ民間企業家ヲ慾憲セシニ日石、宝田両社ハ北樺太油田ノ企業見込少ナキヲ理由トシテ調査ノ意志ナキヲ表明セルモ一方押川方義、大隈信常、桜井彦一郎諸氏ハ本油田開発ニ對

シ積極的活動ヲ開始シ大正五年八月同氏等ハ代表トシテ桜井彦一郎氏ヲ露都ニ派遣セリ同氏ハ帰朝後同年十二月露國政府ノ北樺太油田調査書ヲ海軍ニ提出シ來リ日露合弁事業ヲ以テ本油田開発ヲ主張セリ又他方右諸氏ハ大隈侯ノ口添ヘニ依リ久原房之助氏ヲ説キテ本事業ニ対スル後援ノ承諾ヲ受ケ大正六年調査隊派遣ヲ企画セシモ革命ニ際会シ沙汰止ミトナレリ之等ノ交渉ニ関シテハ海軍ハ常ニ議ニ干与シ斡旋スル処アリタリ

大正七年五月二十一日久原鉱業会社ハ前記「スタヘーエフ」商會出願中ノ鉱区開発ヲ目的トシ同商會ト合弁企業ニ

関スル契約ヲ締結シ覺書ヲ交換セリ

同年海軍ハ宮本機関中佐ヲ久原ハ成富道正、日下部全隆両氏等ヲ北樺太ニ派遣セシニ何レモ非常ナル困難ヲ嘗メタル結果現地ヲ視察シ有望ナル報告ヲ齎セリ

然ルニ大正八年二月ニ至り當時露國極東ノ政權ヲ掌握セシ「オムスク」政府ハ北樺太油田ニ対シ一切外人ニ之カ開発ヲ禁止スルノ方針ヲ樹テ態度頗ル強硬トナレルノミナラス他方米國資本家ハ「オムスク」政府ヲ擁シテ投資策動ノ模様アリ事態此ノ如クナルヲ以テ海軍ハ民間ノ自然推移ニ委

シテハ利権獲得覚束ナキヲ認メ大正八年四月一日閣議ヲ以テ北樺太油田及炭田ニ対シ「オムスク」政府ヲシテ日露共同若ハ本邦資本ニ依ル經營ヲ認メシムル手段ヲ執ルコト並政府ハ相當援助獎勵ノ手段ヲ採ルコト等ノ方針ヲ決定シ更ニ同年五月二十日閣議ヲ以テ「オムスク」政府ニ対シ油田炭田開発ニ関スル我優先権ヲ認メシムル様適當ノ時機ニ交渉ス可キ旨決定セリ

然ルニ當時久原ハ本事業ノ将来ニ対シ不安ヲ感シ積極的企業ニ躊躇スルノ色アルヲ観取セルヲ以テ海軍省ハ久原一社ニ任カスヨリモ広ク民間斯業家ヲ網羅シテ一丸トナシ本油田権ノ獲得及之カ開發ノ目的ヲ以テ久原ニ加フルニ三菱鉱業、大倉鉱業、日本石油、宝田石油ヲ以テ北辰会ヲ組織セシメ從来ノ久原対「スタヘーエフ」商會ノ契約ヲ繼承セシメタリ

此ノ如ク北辰会ハ成立セラレタルモ本油田ノ開發ニハ大ナル投資ヲ要シ北辰会ノ實力猶不足セルヲ認メタルヲ以テ海軍ハ一面同会ヲ從邇スルト共ニ自ラ率先シテ油田調査ヲ行フノ必要ヲ認メ大正八年六月五班ノ調査隊ヲ派遣シ調査ヲナスト共ニ北方行動ノ軍艦膠州大和等ヲシテ北辰会ノ人シメタリ

員鑿井機械其他材料等ノ輸送援助ヲナンシ同年九月二十四日「チャイオ」ニ無線電信ヲ建設セリ

然レトモ元來久原カ協定セル「スタヘーエフ」ノ鉱区ハ未タ出願中ニシテ（大正九年二月以降ニ認許アリ）従ツテ之ヲ繼承セル北辰会ノ事業ハ露國一民間会社ニ対スル一個ノ仮協約ニ過キサリンヲ以テ「オムスク」政府ヲシテ右協約ノ事業ヲ認メシメ尚進シテ殘余石油鉱区ニ瀕シ帝國政府又ハ本邦民間会社ニ対スル特權ヲ認メシムルヲ目的トシ大正八年十一月二十一日海陸農商務三大臣ニ於テ覺書ヲ作製シ「オムスク」政府ニ対スル交渉ヲ準備セリ

然ルニ本交渉ニ未タ着手セサルニ先立チ大正九年一月下旬過激派ノ油田襲撃ノ形勢アリ油田地危胎ニ瀕セシヲ以テ從業員全部ハ作業ヲ放棄シテ身ヲ以テ邦領ニ撤退シ數人ノ生命ト幾多ノ財産トヲ喪ヒ為ニ計画ハ一頓挫ヲ見ルニ至レリ次テ大正九年五月尼港ノ災禍アリ同年七月三日我軍ノ保障閣議ヲ以テ油田炭田ニ関スル諸方針ノ案劃及其ノ実施ニ伴

フ諸問題ノ立案審議ハ海軍省之ニ當ルコトニ決定ヲ見タリ

此クテ八月中旬陸軍ノ油田地上陸ト共ニ北辰会ハ企業ヲ復活セシモ其ノ事業ハ多大ノ打撃ヲ蒙リタルヲ以テ海軍ハ直當トシテ地質調査及開発ヲ施行シ以テ北辰会ノ事業ヲ補助促進スル方針ヲ定メ大正九年七月臨時軍事費ヲ計上シ地質調査ハ商工省地質調査所ニ依託シ試掘ハ北辰会ヲシテ請負ヲ以テ実施セシムルコトトセリ

但シ其後大正十一年三月六日北辰会請負試掘中ノ出油ハ海軍ニ於テ保有スルコトニ協定セリ

大正九年八月三十一日軍ハ鉱業取締令ヲ發布シ鉱業ノ出願及移転並新ニ稼行スルコト等ヲ禁シタルモ九年七月二十七日閣議ヲ以テ帝政及「ケレンスキ」政府時代ニ於ケル合法ニ依ル既得鉱業ヲ尊重スルコトニ決定セリ

大正十年海軍ハ地質調査隊四班（内二班ハ油田調査二班ハ炭田調査）ヲ北辰会ハ二班ヲ派遣シ大正八年度ノ調査ヲ完成スルト共ニ「オハ」「エハビ」「ビリツン」「ヌトウオ」「ウイグレック」「カタングリ」等ノ各地ニ大々的ノ試掘ヲ行ヘリ大正十一年度ニハ右ノ中「オハ」「ヌトウオ」「カタングリ」ノ試掘ヲ繼續セリ

以上ノ調査及試掘ニ依リ「オハ」油田カ最モ有望ナルコト

明カトナリシヲ以テ大正十二年度以降ニ於テハ油田開発ノ全効ヲ「オハ」油田ニ集中スルニ至レリ

以上ノ如ク調査及試掘ノ作業進捗シツツアリシ傍北辰会ノ

組織ニモ相当ノ変遷アリ即チ当初設立セシ北辰会ハ組織上

種々ノ不備ノ点アリシカハ海軍省ハ関係者ヲ督励スル所ア

リシニ大正十年七月十八日ニ至リ北辰会ノ組織変更セラレ

株式会社北辰会ノ成立ヲ見タリ（資本金五百万円五十円株

十万株）其後大正十年十月一日日石、宝田両社ノ合同アリ

次テ大正十一年五月三井及同年七月鈴木ノ両社新ニ北辰会

ニ加入シ参加会社六社トナレリ

大正十一年六月六日薩哈連軍ハ前記鉱業取締令ヲ改正シ鉱業権ノ願換、移転及試掘期間ノ延期ヲ許シ鉱業権行使ヲ禁止セルモノヲ解除セリ「スタヘーネフ」鉱業権ニ関シテハ大正十一年八月十五日其ノ優先権ヲ認メ其ノ鉱業権ヲ認許スルト共ニ日露合弁ニテ進ムヲ穩當トナス旨油田當業者ニ論ス處アリタリ

大正十一年九月七日北辰会対「スタヘーネフ」契約満期トナリシヲ以テ新ニ契約ヲ改訂締結セリ

「スタヘーネフ」鉱区ハ大正十三年八月ヲ以テ試掘期間満

連スル諸問題ノ規定ニ関シ両国代表ノ間ニ署名ヲ見ルニ至レリ

本交渉中油田利権譲渡ニ關シテハ露國側ハ日本ヨリ交付セル既開油田及将来発見スル油田ヲ基盤目ニ分割シ各四割ノ地積ヲ提供スト主張シ我方ハ基盤目分割ニ反対スルト共ニ

六割ノ地積譲渡ヲ主張シ其ノ開キ大ナル為交渉屢々難闇ニ逢着シ長時日ニ亘リシカ結局基盤目分割五割提供ノ協定ヲ見ルニ至レリ又露國側ハ利権ノ譲渡ハ主義トシテ外國政府ニハナササル方針ナル故本利権モ日本民間當業者ニ譲渡シタシトノ希望ニヨリ「日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許与スルコト」ニ規定セラレタル次第ナリ

茲ニ於テ政府ハ大正十四年三月三十日法律第三十七号ヲ以テ「條約ニ基ク外國トノ利権契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ営ムコトヲ目的トスル帝國会社ニ関スル法律」ヲ發布スルト共ニ右條約ニ基キ占領軍カ完全ニ北「サカレン」ヨリ撤退スル日即チ大正十四年五月十五日（議定書甲第三条）ヨリ五ヵ月以内即チ大正十四年十月十五日迄ニ油田及炭田ノ利権契約ヲ締結スル規定（議定書乙前文）ニ依リ

(一)日本政府ハ如何ナル當業者ヲ推薦スヘキヤ

了トナル可キニ付新ニ油田全般ノ出願ヲナシ来レルモ之ヲ却下シ更ニ一箇年ノ試掘期限ヲ延期セリ

以上ノ如クニシテ北権太油田ハ我カ保障占領中軍政下ニアリテ其ノ調査試掘ヲ進メツツアリケルカ此ノ間露國ハ日露

國交ノ回復ヲ希望シ両國間ニ於テ友好及通商關係ノ設定ニ

関スル交渉屢々試ミラレタリ即チ大正十年極東共和国代表

トノ長春会商並大正十二年「ソヴィエト」社會主義共和国

連邦代表トノ東京非公式予備交渉等幾多ノ糾余曲折ヲ経タ

ルカ大正十二年九月二十二日露國駐支大使「カラハン」ヨリ本邦駐支公使芳沢氏ニ対シ正式交渉開始シ度旨通告シ來

レリ而テ其後露國ハ日本ニ対シ一方日本領事ノ非認、郵便物交換禁止、日本人ノ拘禁等惡辣ナル奸手段ヲ弄スルト共ニ他方正式交渉開始ノ切ナル督促アリケレハ大正十三年二月ヨリ北京ニ於テ芳沢カラハン兩氏ノ間ニ私的意見ノ交換ヲ重ネ次テ同年五月十四日兩者ノ間ニ日露修好通商等ニ関スル事項ニ付正式交渉開始セラレ會議ヲ重ヌルコト五十数回遂ニ大正十四年一月二十日ヲ以テ両国全權間ニ日本國及「ソヴィエト」社會主義共和国連邦間ノ基本條約及之ニ関

スル事項ニ付正式交渉開始セラレ會議ヲ重ヌルコト五十数回遂ニ大正十四年一月二十日ヲ以テ両国全權間ニ日本國及「ソヴィエト」社會主義共和国連邦間ノ基本條約及之ニ関

「ソヴィエト」社會主義共和国連邦間ノ基本條約及之ニ関

スル事項ニ付正式交渉開始セラレ會議ヲ重ヌルコト五十数回遂ニ大正十四年一月二十日ヲ以テ両国全權間ニ日本國及「ソヴィエト」社會主義共和国連邦間ノ基本條約及之ニ関

(二)政府カ之ニ干与スル特権会社トナスヘキヤ

(三)石油石炭ヲ合シテ一個ノ利権会社トナスヘキヤ

等ニ就テ關係各省ノ間ニ屢々大小ノ會議ヲ開催シ討議ヲナセル結果

(一)ニ対シテハ

石油當業者トシテハ北「サカレン」石油企業組合（代表中里重次）ヲ石炭當業者トシテハ北「サカレン」石炭企業組合、坂井組合、佐野組合（以上代表奥村政雄）及塚原組合（代表塚原嘉一郎）等ヲ推薦スルコトニ決定セリ

以上ノ各企業組合ハ何レモ利権契約締結後株式会社組織ニ變更ス可キ義務ヲ有スルモノニシテ会社成立前利権契約ヲ締結スルノ關係上法人タル組合組織トナセリ

右ノ中北「サカレン」石油企業組合ハ株式会社北辰会ヲ中心トシ北「サカレン」石炭企業組合ハ三菱合資会社ヲ中心トセルモノニシテ其他ハ個人利権ナリ然レトモ本利権ハ何レモ尼港事件代償ノ意義ヲ有スルヲ以テ将来設立サル可キ株式会社ノ株式ハ一部一般ヨリ公募スル方針トナセリ

(二)ニ対シテハ

日本政府ハ対露交渉上及企業監督上石油石炭ノ合同ヲ是トシ又三菱石炭側ハ北辰会石油側ニ又坂井、佐野、塚原等ノ

石炭小企業側ハ三菱石炭側ニ各合同ヲ希望セシモ之ト反対

ニ石油側ハ石炭側ニ対シ又三菱石炭側ハ石炭小企業側ニ対シ或ハ從来ノ經緯ヲ異ニスルヲ理由トシ或ハ企業ノ性質ヲ

異ニスルヲ理由トシ何レモ合同ヲ希望セサリシヲ以テ結局合同問題ハ進行ヲ見シテ其ノ儘経過シ大正十四年七月前記各代表ヲ露都莫斯科ニ派遣シ之ニ対シ露國ハ代表トシテ

「ヨソフエ」氏ヲ任命シ八月十四日第一回會議ヲ開催シ同

年十二月十四日利権契約ノ締結ヲ見ルニ至レリ（利権契約ノ内容ハ略ス）

茲ニ於テ前記企業団体ハ利権契約ニ基キ株式会社設立ニ着手セルカ政府ハ利権会社成立ニ対シテハ好意的考慮ヲナス事ニ方針ヲ定メ大正十四年法律第三十七号ニ基ク勅令ノ制定及会社経営ノ内容ニ就テ審議セリ

新設会社ヲ半官半民トナスカ或ハ純民營会社トナスカノ問題ハ本油田着手以来海軍ノ投資中政府財産トシテ當時残存セルモノ（大正十四年五月二十六日現在評価七四二、〇四

五円、北辰会財産大正十四年四月一日現在評価二八八、二六四円）ヲ如何ニ取扱フカト相関連セル問題トシテ考慮セラレタリ
当初海軍ハ半官半民ノ特殊会社ヲ設立セントシテ勅令ヲ起案セリ即チ勅令原案第三条ニ於テ「株式ハ記名式トナシ帝國政府又ハ帝國臣民云々」トナシ此ノ原案ヲ基礎トシテ大正十五年二、三月ノ交屢々關係各省ノ次官以下主務課長等大小ノ會議ヲ開催シ審議スル処アリタルニ各省意見ノ大要ハ次ノ如シ

大藏省側

政府從來ノ出資ニ基ク財產ハ国有財產タル不動産トシテ残存セルモノナル故之カ權利抛棄又ハ無償貸付ヲナスハ法規上之ヲ許シ難キヲ以テ政府ハ適當ノ評価ノ下ニ之ヲ新會社ニ對スル權利トシテ出資スルカ新會社ヲシテ買収セシムルカ相當ノ料金ヲ徵收シテ貸付クルカ何レカニ依ルヲ要ストナン

商工省側ハ

右ト全ク意見ヲ異ニシ政府既往ノ支出ハ其ノ経費ノ性質上新會社ニ之ヲ負担セシムヘキモノト認メ難キノミナラス法

律上之ヲ国有財產トシテ取扱フ可シトノ説モ首肯シ難ク又政府出資ノ特殊会社トスルコトハ将来会社事業ノ発達ヲ阻害スル惧アルヲ以テ同意シ難ク之ヲ新會社ニ無償譲渡スルカ若シ之力評価有償譲渡ストスレハ低利資金ヲ融通スルヲ要ストナン

外務省側ハ

無償貸付ヲ可トスルモ政府力権利ヲ保留シテ株主トナルモ政府ノ新會社ニ対スル發言權カ余リ強カラサル程度ニ政府持株ヲ制限スルハ日露交渉ノ成行又ハ協約ノ精神ニ鑑ミ必需要ナリト主張シ

結局大正十五年二月十三日ノ次官會議ニ於テ前記勅令中ノ「帝國政府」ヲ株主トナス原案ハ之ヲ削除スルコトニ決定シ商工省側主張ノ如ク純民營会社トナシ政府財產ノ処分ニ就テハ大藏省主張ノ如ク有償ヲ以テ新設会社ニ譲渡スルコトトセルモ新設会社ノ負担ヲ少ナカラシムル為ニ勅令第九条ニ於テ「政府財產ハ有償譲渡シ會社設立登記後四年目以後ニ配当一割五分ヲ超過セル年ノ翌年ヨリ十年以内ニ年賦償還セシムルコト」ト規定スルニ至レリ

会社監督ノ主務ニ關シテハ海軍ハ長年月ニ亘リ多大ノ國幣

右ト全ク意見ヲ異ニシ政府既往ノ支出ハ其ノ経費ノ性質上新會社ニ之ヲ負担セシムヘキモノト認メ難キノミナラス法ヲ以テ利権会社ニ閲スル勅令發布ニ先立チ大正十五年二月二十二日閣議ヲ以テ從來海軍ノ所管タリシ石油石炭ノ採掘事業ニ閲スル事項ヲ商工省所管ト改メラレタリ
此ノ如ク本事業ハ其ノ本質上商工省ヲ主務省トナスニ至ルモ本油田利権獲得ノ根本ノ目的ト将来会社ノ事業ノ盛衰ハ其ノ影響直接海軍ニ反映シ來ルヲ以テ會社監督ニ閲シ主務大臣カ海軍大臣ニ協議ス可キコトヲ如何ナル形式ニ規定スヘキヤヲ審議セラレタル所元來ニ省以上交渉ニ閲スル件ニ就テハ明治四十一年十月二十一日勅令第二百六十六号ニ依リ夫々項目ヲ列挙セラレアリ若シ右協議モ勅令ニ依リ規定スルトセハ當然右勅令中ニ加フルヘキ筈ナルモ各省ノ意見ハ本件ヲ右勅令中ニ加フルコトハ妥當ナラストナシ利権會社ニ閲スル勅令ニ對スル閣議覚書ノ前文トシテ

「商工大臣ニ於テ石油會社ニ対シ本案第五条ニ依ル認可及第六条ニ依ル命令ヲ為ストキハ海軍大臣ニ協議スヘキ旨」

決定セラレタリ

会社產油ニ就テハ勅令第七条ニ於テ
「政府ハ時価ヲ標準トシテ優先シテ之ヲ購入スルコトヲ
得」ト規定シアルモ右「政府」ハ「海軍」ヲ意味スル精神
ニヨリテ審議セラレタルモノニシテ若シ将来本石油カ海軍
以外ニ讓渡スルコトアル場合ニ於テハ他省ハ優先購買シ得
ルコト勿論ナルモ専ニ角会社產油ノ販売範囲ニ就テハ海軍
カ自由ニ統制シ得ルモノト解シテ可ナルヘク從來海軍投資
ト犠牲トハ先ツ此ノ產油優先購買ニ対スル権利トシテ転化
セルモノト称シ得ヘキナリ

政府財産ニ就テハ

其ノ帰属ニ就テ日露両政府ノ間ニ見解ヲ異ニシ今猶其ノ
解決ヲ見スト雖モ前勅令ハ政府財産ハ當然日本政府ノ所有
タルヘシトノ前提ノ下ニ発布サレタルモノナルモ若シ仮リ
ニ露国ノ有ニ帰シタリトスルモ前記評価格七十四万二千四
十五円ノ全部ハ露国ノモノトナルニ非スシテ莫斯科ニ於ケ
ル利權會議當時露国代表ハ坑井ニ対シテハ露国ノ政府所有
ヲ主張セサル旨言明セルヲ以テ右七十四万二千四十五円中
ヨリ坑井評価格二十九万六千二百八十円ヲ差引キタル器具

機械ノ価格四十四万五千五百六十五円ノミカ政府所有權ヲ
喪失スルモノニシテ財產帰屬權ノ如何ニ係ラス坑井価格ハ
勅令ニ依リ会社ヨリ政府ニ納入セラル可キ性質ノモノナリ
又会社定款及目論見書ニ就テハ政府ニ於テ詳細審議スル所
アリシモ株主配当ニ関シテハ何等政府ニ於テ之ヲ保証或ハ
是認等ヲ与ヘタルモノニ非サルコトハ當時会社側ニ通シ置
キシ所ニシテ海軍ノ購入油ハ会社事業計画ノ如何ニ関セス
立前トシテハ何処迄モ時価ヲ標準トス可キモノナルモ北樺
太石油会社ハ其ノ創立ノ歴史ニ鑑ミ一種ノ國策実行会社ナ
ルヲ以テ之カ發展助長ニ対シテハ政府ハ相當考慮スルノ必
要アル可ク之カ為政府ハ将来特別ノ財政的援助ヲナササル
限り結局海軍ニ於テ購入スル油ノ価格如何ニ依リ如何様ニ
モナシ得ル処ナリ故ニ以上ノ趣意ニ鑑ミ若シ会社ニシテ本
來ノ使命ヲ忘却シ營利本意ノ企業ニ偏スルニ於テハ海軍ハ
遠大ナル目的ヲ達成スル為生産油ノ購入価格ヲ以テ牽制善
導スル處ナカルヘカラサルナリ
比クシテ大正十五年三月五日勅令第八号ヲ以テ
「大正十四年法律第三十七号ハ大正十五年三月十日ヨリ之
ヲ施行スル」旨及同日付勅令第九号ヲ以テ

「利權會社ニ關スル件」發布セラレ本令ニ依リ同年六月十二日北樺太石油株式會社設立ヲ見ルニ至レリ
海軍ハ大正七年宮本機関中佐ヲ現地ニ派遣シテ以来北樺太
ニ於ケル石油石炭關係事業ヲ所管スルコト八箇年此ノ間直
接経費トシテ成立予算大正八年五万八千円、大正九年六十
万円、大正十年百四十万円、大正十一年百五十万円、大正
十二年五十万円、大正十三年四十万円、大正十四年一万五
千円、計四百四十七万三千円ヲ支出シ此ノ外大正十年軍事
費營繕費ヨリ二十五万円、大正十三年艦營費保管運搬費ヨ
リ二十万円、營繕費ヨリ十五万八千円、總計五百八万一千
百円ヲ支出セリ

右ノ外政府カ本利權獲得ノ為私ヒタル間接ノ犠牲ニ到リテ
ハ海軍ノ艦艇派遣陸軍ノ油田地駐兵外務ノ對露折衝等実ニ
筆舌ニ尽シ難キ努力ノ存スル所ニシテ（新會社成立前北辰

会出資金株式払込百二十五万円此ノ外借入金若干アリキ）
トシテ成立セルモノト称スヘク即チ會社トシテハ此ノ如キ
成立ノ經緯ニ鑑ミ海軍本来ノ方針ヲ完フルカ如ク事業ヲ

要旨

左記ニ依リ北樺太ニ於ケル我石油企業ヲ海軍本位ニ改メ其
ノ内容ヲ充実スルノ要アリト認ム

一、企業改善上ノ根本方針ト是カ具体的の方策

該企業ノ前途極メテ有望ナルニ鑑ミ我海軍ハ須ク有事ニ
際シテ最モ有効ニ該石油ノ產油ヲ利用スル為メ平時ヨリ
一層積極的ニ該企業ヲ指導援助シテ是カ拡張ヲ図ルト共
ニ平戰時ニ於ケル我海軍ノ燃料政策ニ適応スル如ク平時

71 昭和4年10月8日 海軍軍令部參謀 海軍中佐 簿妻 準二 所見

海軍軍令部參謀 海軍中佐 簿妻 準二

（四、一〇、一）

ヨリ其ノ採油ヲ管制スルヲ要ス即チ是カ為メ速ニ企業ヲシテ油田地ヲ開発セシメ以テ各鉱区ノ産油見込ヲ査定スルト共ニ該利権ノ永久的確保並ニ戰時ニ於ケル該企業ノ保護及平戰時ニ於ケル原油ノ搬出方法等ニ關シテ研究ヲ遂クルノ要アリ

以上ノ目的ヲ達セんカ為メニハ第一着手トシテ該企業ニ對スル主監督省ヲ海軍省ニ改ムルヲ要ス蓋シ海軍ハ該企業ト從来及将来ニ亘リテ關係極メテ深ク極言スレハ将来該企業ノ盛衰ハ直接間接我海軍ノ威力ニ影響スルコトモナルヘキヲ以テ海軍自体力直接該企業ヲ指導スルコトハ最モ妥当ニシテ然モ從来ノ経過ニ鑑ミ絶対ニ必要トルトコロナルカ故ナリ

尚ホ是レト同時ニ必要欠クヘカラサル措置ハ該企業ヲ半官半民ノ株式組織ニ改ムルト共ニ広ク民間ニ出資ヲ求メテ所要ノ増資ヲ國ルコトニシテ該企業ヲ半官半民式ノモノトスル為メニハ利権條約ノ關係上「ソ」連邦政府ノ承認ヲ必要トスルモ本件ニ關シテハ同連邦側ニ於テ内々企業側ニ対シテ同意ヲ表シ居レルトコロナリト云フ

二、企業ノ現状ト是カ改善ヲ必要トル理由

アルニ過キサル有様ニシテ然モ該試掘地割中最南部ノ三個所ハ結局手ヲ触レスシテ棄權スルニ至ルヘキ見込ナリト云フ
惟フニ会社トシテハ其ノ創業資金ニ於テ既ニ少カラス政府（主トシテ海軍）ニ負フトコロアルノミナラス産油ノ販路ニ関シテモ海軍ニ依リ極メテ優待的ニ保障セラレアル關係上能フヘクンハ更ニ政府ノ積極的援助ニ依リテ企業ノ拡張ヲ図ラント欲スルナランモ現在ノ程度以上ニ政府ノ援助ヲ期待スルコトハ会社ノ現組織及其ノ内情ヲ以テシテハ困難ナルカ如キヲ以テ所詮会社トシテハ差シ当リ「オハ」鉱区ヨリノ収益ニ依リテ企業全般ノ經營ヲ為スノ外ナク将来ニ於ケル融資ニ關シテモ僅ニ未払込新株式ニ於テ若干ノ引当ヲ有スルノミニシテ然モ夫レスマ一般經濟界不況ノ為メ近ク是ヲ実現シ得ヘキ見込少キカ如シ斯クノ如ク該企業ノ現状ハ是ヲ國家の見地ヨリ見ル時ハ極メテ物足ラサル感アルモ事實上當利ヲ目的トスル一民間会社トシテノ立場ヨリ云ヘハ寧ロ其ノ現状ヲ以テ当然ノ帰結トスヘキヲ以テ今後若シ該企業ニシテ何等改メラルコトナク是ヲ其ノ成行ニ委ヌルニ於テハ該利権ハ

該企業ノ現状ヲ見ルニ採掘鉱区八ヶ所ノ内「オハ」鉱区ニ於ケル產油ノ経過ハ概シテ順調ニシテ其ノ日產既ニ五百三十噸前後ニ達シ現在程度ノ經營方針ヲ以テ進ムモ尙ホ今後數年ヲ出テスシテ年額少クモ二十万噸ノ產油ヲ期待シ得ヘキ見込充分ナルカ如ク一般ニ該鉱区ノ開發ニ對シテハ努力ノ跡認ムヘキモノアリト雖モ其他ノ採掘鉱区ニ於テハ僅ニ「ストウォ」及「カタングリ」兩鉱区ニ於テ漸ク今年度ヨリ事實上ノ採油ニ着手セントシツツアルニ過キサル狀態ニアリ幸ヒニシテ是等ノ鉱区ハ利権期限長キヲ以テ企業ノ基礎未タ安定スルニ至ラサル此際多少ノ猶予ヲ恕スヘキモノナリトスルモ彼ノ毫千平方露里試掘地ニ至リテハ試掘期限短ク（向後七ヶ年余）然モ其ノ面積老大ニシテ期限内少クモ一通リノ試掘ヲ了シテ是カ採掘權ヲ確保シ置クノ要アリ然ルニ其ノ現状タルヤ該地域ノ分割地十一個所ノ内僅ニ「カタングリ」一個所ノミニ於テ辛ウシテ一坑井ノ試掘ニ半ハ成功セル外北「オハ」試掘地ニ於テ一坑井ノ掘鑿準備略ホ成レルニ過キサルノミナラス全般ニ亘ル試掘計画トシテモ全地域約三億四千万坪ニ対シテ期限内僅ニ二十五坑井ノ試掘ヲ予定シ

原注
(昭和四年)十月八日海軍軍令部蓑妻參謀來省加藤軍令部長ノ命ニ依ル趣ヲ以テ北樺太石油利権ニ関スル別紙同參謀意見書参考ノ為當省上局ニ供覽方依頼アリタルニ付右供覽ス尚其際蓑妻參謀ノ内話ニ拠レハ加藤軍令部長ハ追テ本件ニ付我上局ト意見ヲ交換スル意向ヲ有スルヤニ見受ケラレタル趣ナリ

（別添天羽書記官意見書参照）

編注 天羽書記官意見書は見当らず。

72 昭和5年2月25日

在ソ連邦田中大使より
幣原外務大臣宛

昭和五年二月二十五日

在ソヴィエト連邦

特命全権大使 田中 都吉(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

権太ニ於ケル日本石油利権ニ関スル新聞記事

報告ノ件

本件ニ関シ左記記事ヲ掲載セルニ付右報告ス

記

一九二五年北権太石油株式会社トノ間ニ北権太ニ於ケル油田ノ試掘及採油ニ關スル利権契約調印セラレタリ

一九二九年度一年間ニ於テ日本ノ利権地域オハ油田ノミニテモ十五万屯ヲ採油シタルカ右数量ハ日本ノ全採油額(二十七万屯)ノ約五十「パーセント」ニ相当シ又日本ノ石油消費總額(一九二九年度ニ於テ百八万屯)ノ約十三「パーセント」ニ相当ス

石油利権ノ採油額ハ一九二六年度ニハ三万屯、一九二七年度七万屯、一九二八年度十三万三千屯、一九二九年度十五万屯ノ成績ヲ示セリ権太ニ於テ利権企業者ニ依リ採油セラ

ルル石油ノ価格ハ日本内ニ於ケルヨリモ三、四倍方安価ナリ採油ノ容易ナルコトハ利権ニ対シ大ナル利潤ヲ保証ス掘抜ノ深度ハ二百米ヨリ六百米ニ達セルカ之等ノ油井ヨリハ一昼夜平均十六屯ノ石油ヲ產出ス「カタングリ」ノ油井ハ八十七米ノ深度ニ於テ一昼夜ニ十乃至十四屯ノ第一級ノ工業油ヲ產出ス

権太ニ於ケル利権企業ノ採油總額中其ノ八割二分ハ日本ヘ輸出セラル利権企業自体ノ技術的方面ニ用ヒラル消費額ハ一割五分ニシテ油槽ニ残サルモノ一分五厘ナリ而シテ右ノ数字ハ利権企業カ石油ヲ如何ニ不注意ニ且贅沢ニ使用シツツアルカヲ示スモノナリ

油井ノ技術的經營ニ付テモ其ノ成績不良ニシテ一例ヲ挙クレハ一度設備セラレタル唧筒ハ適當ナル管理ヲ怠リ其ノ投下深度ヲ変スルコトナク將又油井ヲ掃除スルコトナク右ハ総テ油井ノ生産額ヲ減殺スルコト明ニシテ決シテ石油ノ價格ヲ低減ナラシムモノニアラズ

石油利権ハ第一年度ニ於テ其ノ企業ヨリ八十七万四千円ノ利得ヲ收メタルカ第三年度ニ於テハ其ノ金額ハ三百五万五千円ニ達セリ

73 昭和5年4月19日 在オハ下村分館主任より
幣原外務大臣宛

北権太における石油採掘予定量に関する五カ

年計画について

本機密第五三号 (7月24日接受)

昭和五年四月十九日

在オハ分館主任

外務書記生 下村 未郎(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

ニ依ル採油予定量ニ關スル件

蘇連邦ニテハ行詰レル共産主義經濟政策ノ打開策トシテ各

種生産企業其他万般ノ事業施設ニ對シ五ヶ年計画ナルモノ

ヲ立案シ凡有宣伝或ハ「スローガン」ヲ掲ケ之カ實現ニ狂奔シツツアルハ以テ經濟的危機ヲ脱セントスルニアルヘキ

モ其計画タルヤ徒ニ膨大ニシテ實現ノ之ニ伴ハサル憾アル

モ其計画タルヤ徒ニ膨大ニシテ實現ノ之ニ伴ハサル憾アル

モ其計画タルヤ徒ニ膨大ニシテ實現ノ之ニ伴ハサル憾アル

モ其計画タルヤ徒ニ膨大ニシテ實現ノ之ニ伴ハサル憾アル

利権企業ニ從事スル労働者数ハ一九二六年度ハ百六十二人、一九二七年度千四百四十八人、一九二八年度二千四十六人ナリ一九二九年度ノ正確ナル統計ハ尚入手シ得ラレサレトモ二千人以上ナリト想像セラル

利権ノ将来ハニ利権ニ許与セラレタルコノ豊富ナル石油利権ノ完全ナル利用ニ対シテ企業ニ投資セラル資本カ充分ナリヤ否ヤニ懸ルモノナリ

利権会社ハ其ノ組織ニ際シテ公称資本金一千万円ノ株式ヲ

發行セリト雖モ實際ハ今日迄未タ株主ハ株金ノ払込ヲ為サ

ス一九二五年ノ初ニ於ケル全投資額ハ五百万乃至六百万ヲ超エス右ニ依リ最近年間ニ於ケル利権企業ノ投資額カ明ラカニ不足ナルコトヲ曝露スルモノナリ故ニ将来更ニ投資ヲ

為ササル限り利権ニ許与セラレタル油田ノ試掘及採油ヲ十分利用シ利権契約所定ノ条件ヲ履行スルコト能ハサルヘシ

尚且下利権会社々長中里提督ハ利権委員会ト利権企業ノ実際上ノ問題ニ関連スル二、三問題解決ヲ計ランカ為ニ莫斯

科ニ滯在中ナリ

本信写送付先 在亞港總領事 オハ分館

ス此ノ短期間ニ数万人ノ労働者ヲ送致上陸セシムルハ困難ナル事ナリ此点企業ノ最モ困難トスル所ナルニ付吾人ノ注意而已ナラス広ク交通人民委員部及「ソフトルグ・フロー」ノ注意ヲ喚起セサルヘカラス尤モ本問題ハ本年「オハ」「モスカリウオ」間三十五糸ノ広軌鉄道建設ノ曉ニハ之レニ依リ輕減セラレ鉱場ハ安靜ナル「バイカル」湾ニ出口ヲ求ムル事トナルニ付以テ吾人ハ多少トモ「オホシク」海上ノ荷役作業ト云フ困難事ヨリ救ハルヘキモ之ハ局部的ノ輕減ニシテ依然航行開始ト共ニ全航行期間中貨物ヲ適時迅速ニ輸送シ以テ之ヲ補償セサルヘカラスト云フ点ハ同断タリ(3)次ニ来ルハ広キ意味ノ労働力ノ問題ナリ吾人ハ熟練労働者ハ云フニ及ハス一般労働者ニモ大ナル不足ヲ感ス極東労働市場ハ既ニ久シク労働力ノ不足ヲ告ケ「サハリン・ネフチ」而已ナラス其他極東ノ經濟機關モ均シク中央或ハ連邦内ノ南部地方ニ之ヲ求メサルヘカラサル状態ナリ斯くて永久の性質ヲ帶フル労働力ノ問題ハ地方殖民及地方事業ト云フ広キ意味ノ問題トナリ單ニ經濟的意義而已ヲ有スル團体ノ好ク其責ニ任スル所ニ非ス况シヤ極東開発ト謂フ政治的意義ヲ有シ多大ノ出費ヲ負担セサルヘカラサルニ於テ

(付記)

本普通第一〇五号

昭和五年八月十二日

在オハ分館主任

外務書記生 下村 未郎(印)

蘇側「トレースト」ノ業績ニ閲スル件

我利権企業ハ營利ヲ度外視スル能ハサルヲ以テ自然其遣口

ハ採油第一主義ニ陥リ試掘ノ如ク将来ノ發展ヲ意味スルモノハ間々手遅レ勝トナルニ反シ蘇側「トレースト」ハ利益ヲ度外視シ得ル關係上先ツ試掘ヲ行ヒ而シテ後徐ニ採油ニ着手スルト云フ遭ロナルヲ以テ其ノ進展一向無理無ク我利

権企業ニ比シ遙ニ堅実ナル歩調ヲ辿リツツアリトハ一般識者ノ異口同音ニ唱フル所ナルカ蘇側「トレースト」ニモ五ヶ

年計画ノ実現ニハ我利権企業以上ノ惱アルモノノ如ク察セラル當地機関紙ニ掲載セラレタル本年度蘇側「トレースト」

オヤ然ルニ移民機關及労働人民委員部ハ今日迄此種事業ニ切実ニ着手セス又自ラ之カ実現ニ努力シツツアル「トレースト」ハ政府規定ノ当該出資ヲモ入手スルニ至ラス凶労働力ノ問題ト共ニ注意スヘキハ氣候条件ト共ニ辛酷ナル状態裡ニ在ル物資殊ニ食料品供給問題ナリ地方農村市場(牛乳肉鶏卵野菜果物其他)皆無ノ為食料品供給団体ニ注意シ居ル要アリ「トレースト」ハ深甚ノ注意ヲ以テ労働者ヘ此種栄養分ヲ供給シ懷血病其他ノ病魔ヨリ労働者ヲ救ヒ以テ不順ノ氣候ニ依ル肉体ノ損傷ヲ來ササル様万全ヲ期シツツアリ「サハリン・ネフチ」ノ労働者ニ対スル此種食料品例へハ脂肪分肉砂糖乾果牛乳其他ヲ充分ニ供給スル為ニハ職業組合其他當該國家機關ノ決定的援助ヲ必要トス(5)宿舎問題モ良好ナラス制限セラレタル宿舎地域ハ工場五千五百人ノ居住ヲ補償スルニ足ラス況シヤ一九三〇年ニハ尚二千人ノ労働者渡来スルニ於テオヤ宿舎問題ヲ緩和スルニハ本年度三百五十万留ヲ投セサルヘカラス然ルニ遺憾乍ラ本問題ハ本年度計画案當該個所ニ見当ラス「トレースト」本社ハ當該官衙ニ対シ宿舎建設費増額支出方申請済ナリ(6)右以外未着ノ問題トシテ製油工場ノ建設アリ本工場建設ノ曉灯油ヲ得ル

客年ノ最終船「エルカ・モーレル」号荷役未了ノ儘浦潮ヘ帰航セル事ハ一九二九—三〇年度ノ工場計画ニ支障ヲ來シタル最大原因ナリ工場ハ冬季中ニ為スヘキ重要ナル施設ノ改善ヲ控ヘ乍ラ設備品不足ノ為之ヲ高閣ニ束置クノ余儀無キニ至レリ本年度計画ニ依ル採油量九万屯ハ航行開始トシ立案セラレタルモノナルカ今ヤ必要期間内ニ所定ノ設備品ノ供給ヲ仰ク事ハ不可能ナル事判明セリ茲ニ於テ「トレースト」ハ上級機關ニ提議シ本年度計画ニ依ル採油量ヲ七万屯ニ減額セル次第ナリ他方党機關及職業組合機關ニ於テハ減額採油量ノ一〇%増実現ヲ提議シ居レリ

今本年度過去三期間ノ掘鑿及採油成績ヲ示セハ左ノ通

掘鑿

採油

第一期	七七%	九三%
第二期	七八%	八七%

第三期 六七% 九二%

(8月18日接受)

従テ第四期ニ於テハ過去三期分ノ不成績ヲ補足スル而已ナ

ラス前述ノ一〇%増モ実現セサルヘカラサル処各種主要建

設ニ配置スヘキ労働力ニモ不足ヲ告ケ居レリ

各部門ニ配置セラレタル労働力ヲ示セハ左ノ通

タンク製作 八〇% 運輸 八〇%

道路建設 六〇% 工場諸建設 七〇%

住宅建設 四三%

尤モ鉄工及ボイラーエンジニア工ハ充分ニ輸送セラレタルモ其他ノ労
働者殊ニ大工職ノ輸送數極メテ少ク然カモ甚シク遅延セリ
殊ニ設備品到着ノ遅延シツツアル事ハ計画ノ実現ニ大ナル
支障ヲ来スヘク未ニ水道蒸氣送油用鉄管並ニ「レール」等
ノ到着皆無ナル事ハ益々試掘作業ヲ遅延セシムル惧アリ
云々

本信写送付先 在亞港佐々木總領事

75 昭和5年7月23日

在オハ下村分館主任より

北樺太石油会社とソ連側との原油取引

量・価格に関する契約更新について

トナリ居ルニ第二年度タル本年七月二十二日現在引渡量ハ
四万五千四百屯ニ達シ

第一年度 (自一九二八年十月
至一九二九年九月三十日) 一、八二二

第二年度 (自一九二九年十月
至一九三〇年九月三十日) 二五、〇〇〇

第三年度 (自一九三〇年十月
至一九三一年九月五日) 残額全部

カート及北樺太石油株式会社間ニ締結セラレタル原油売
買契約ニ依ル原油引渡量ハ六万五十屯ニシテ

第一年度 (自一九二八年十月
至一九二九年九月三十日) 一〇、〇〇〇

第二年度 (自一九二九年十月
至一九三〇年九月三十日) 屯以上

第三年度 (自一九三〇年十月
至一九三一年九月五日) 残額全部

ニシテ予定額ヲ超過スルコト一万四百屯ナルカ「トレース
ト」側現在ノ日産額三百五十屯ナルヨリ見レハ残額一萬九
千六百屯ハ本年九月末日迄ニ引渡ヲ了シ得ル見込ナルニ付
「トレースト」側ニテハ本契約ヲ更新致シ度希望ナル趣ナル
モ会社側ニテハ旧契約ニ依ル原油価格屯当リ金二十三円十
銭ヲ金二十円見当ニ取極メ度所存ナルヲ以テ其間金三円十
銭ノ開キアリ旁々仮令宣伝ニ過キストルモ「トレースト」
側ニテハ至急製油所ヲ建設シ極東地方ニ対スル灯油ノ需要
ニ応セントスル計画モアル折柄トテ価格取極ニ際シテハ例
ニ依リ懸引ヲ弄シ容易ニ譲歩セサルヘク思考セラル儘右

何等御参考迄報告申進ス

本信写送付先 在蘇連邦田中大使、在亞港佐々木總領事

在オハ下村分館主任より

76 昭和5年9月20日

北樺太石油会社邦人雇用者の労働環境に

関する報告

本普通第一二四号

昭和五年九月二十日

(10月31日接受)

在オハ分館主任

本機密第九五号

昭和五年七月二十三日

在オハ分館主任

外務書記生 下村 未郎 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

原油引渡量並ニ原油売買契約更新ニ関スル件

一九二八年九月五日東京市ニ於テ蘇連邦「ネフチ・シンヂ

カート」及北樺太石油株式会社間ニ締結セラレタル原油売
買契約ニ依ル原油引渡量ハ六万五十屯ニシテ

第一年度 (自一九二八年十月
至一九二九年九月三十日) 一〇、〇〇〇

第二年度 (自一九二九年十月
至一九三〇年九月三十日) 二五、〇〇〇

第三年度 (自一九三〇年十月
至一九三一年九月五日) 残額全部

外務書記生 下村 未郎

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

「オハ」鉱場及海岸労働者一般情況報告ノ件

間片書記生ヲシテ調査セシメタル「オハ」鉱場及「オハ」
海岸ニ稼働中ノ邦人労働者一般情況何等御参考迄別添ノ通
報告申進ス

本信写送付先 在亞港佐々木總領事

(別添)

「オハ」鉱場及海岸労働者一般狀況

概説

当地北樺太石油会社鉱業所邦人労働者ハ内地一般労働者ト
其就業状態ニ於テ幾多趣ヲ異ニスルモノアリ即チ当地ニ於
テハ氣候風土其他一般生活条件劣悪ナル為保健上三ヶ年以
上連續勤務スル事ハ甚タ困難ニシテ普通辛フシテ二ヶ年大
多数ハ一ヶ年勤務後休養ノ為内地ニ帰還スルヲ常トス而シ
テ其ノ帰還ニ当リテハ總テ解雇ノ形式ヲトラレ翌年再ヒ新
応募者トシテ渡航スルヲ以テ毎年稼働者ノ顔触レヲ異ニシ
同一人ニシテ永年勤続スル者ハ至ツテ稀ナル狀態ナルニ付
労働者ハ總テ出稼氣分トナリ鉱場内全般トシテノ労働者間

鐵 工	鐵管工(暖房工)	鉱 手	職 名
一四	一七	二三〇	勞動者(恒常)
五一	五五	二五三	勞動者(季節)
三七	三八	一二三	增加數
			備 考

（但シ季節労働者数ハ恒常労働者数ヲ含ム）

因ニ此等労働者数ハ年々増加シツツアル処今昨年越冬セル
労働者ノ概数ト本年夏季ニ於ケル夫レトヲ職業別ニヨリ対
比スレハ左ノ通りナリ

スルコトトス

一、恒常勞動者

恒常労働者数ハ前表ニ示スカ如ク季節労働者ノ約五分ノ一ナルモ事業ノ発展ニ伴レ年々漸増ス主トシテ会社側ニ古ク

何等カノ手蔓ヲ有スルモノヨリナル

表記労働者数ハ「オハ」鉱業所ヲ始メ「ストウ」「ポロマイ」「カタングリ」等各支所ノ労働者数ヲ含ムモノナルカ以ト説述スルトコロハ「オハ」鉱業所労働者状態ナリ

ソテ内地ニ於ケルカ如ク組合其他ノ団結ヲナシ雇傭主ニ当ルカ如キハ余程共通ナル不平ノ激成セラレサル限り到底見能ハサル所ナリト言フヘク況ンヤ内地不景氣ノ深酷化ト共ニ当地渡航希望者ハ都鄙ニ充滿セル時ナルニ於テ尙然リトス
他面目下内地ニ於テハ労資協調ノ精神ニ基ク労働組合法ノ制定カ問題トナリ居ル時当地ニ於テハ全ク労働者ヲ本意トスル「ソヴィエト」連邦労働法ニヨリ總テノ労働条件ヲ律セラレ居ルヲ以テ何等ノ組合組織ヲ有セサル邦人労働者モ居ナカラニシテ此等労働法ノ特典ニ預リ給料労働時間休日社会保険其他ノ関係ニ於テ内地労働者トハ比較シ得サル好条件ニアル事ハ此等邦人労働者ノ脳裏ニ如何ニ「ソ」連邦労働法カ労働者ニ執リテ有難キモノナルカヲ充分ニ注入シ得ルモノト見ルヘシ然レトモ邦人労働者ハ会社ニ対シ「ソ」連邦労働法乃至団体契約ヲ楯ニ要求ヲナシ不合理ヲ詰問スルカ如キ態度ニ出ツル等ハ到底ナシ能ハサルノミカ只管会社当局ノ前ニハ其ノ忌諱ニ触レ帰国後再ヒ採用セラレサル事アルヲ惧レ平身之レ努メサルヲ得サル次第ナルヲ以テ

「ソ」側労働法ニヨル便益ハ全ク受動的ニ感得スルノミナルニ付労働法ノ及ホス精神的影響モ差シタルコト無キヤニ
而シテ又隣接企業「トレースト・サハリン・ネフチ」ニ於ケル露人労働者ノ惨目ナル物質的生活ヲ日常目撃セルコト社會保險法アルモ当地ノ医療設備不完全ヲ極メ安心出来サルコト休日多ク労働時間短クシテ余暇多シト雖モ之ヲ利用スヘキ娛樂慰安設備ノ常設ナキノミカ戸外ニ遊歩スル場所サヘナキヲ以テ折角ノ休憩時ヲ薄暗ク狹隘ナル宿舎ニ只徒然ニ苦シム事トナル事情当地「ソ」側労働者保護機関カ不便利土地柄殊ニ自国企業タル「トレースト」トノ振合上或程度以上邦人労働者宿舎改善ニ付会社側ニ要求シ得サルコト等々ノ事情ハ邦人労働者本来ノ素質ト相俟ツテ労働法ノ実際上及宣伝上ノ効果ヲ激減セリト謂フヲ得ヘシ然ルニ邦人労働者中往々ニシテ「ソ」側ノ此等労働者歛待ノ施設甘言等ニ誘惑サレ途方モナキ望ヲ以テ遁走ヲ企テ遂ニ悔ユルモ並ニ其ノ個人的境遇上ノ欠陥ニ基因スルモノナリトスルモ他面又刻下ノ社会状態ヨリ受クル影響ニ因ルモノト謂フヘ

青森等ヲ毎年募集地トスル關係上殆ト右地方出身者ノミナリ当地ニ家族同伴ヲ許サレタル數名ノ労働者頭株ヲ除キ他ハ總テ單身ニテ年齢ハ二十年代最モ多ク三十年、四十年代之ニ次キ見習徒弟ヲ採用セサルヲ以テ二十年以下ハ五十年以上ト共ニ僅少ナリ

其ノ職業大部分ハ鉱手ニシテ其他大工暖房工（鉄管工）電工等直接油井ノ掘鑿採油ニ関係ナキ労働者ハ冬季至ツテ渺ナシ今其主ナル職業労働者ノ作業素質其他ニ付見レハ

△鉱手＝油井ノ掘鑿採油作業ニ從事ス作業ハ昼夜連續三交代ヲ以テ行ハル前述ノ通リ總テ新潟秋田ノ出身ニシテ

元日本石油其他ノ石油会社鉱場ニ就働セシモノナリ内地石油事業ノ不振ニ伴ヒ之等労働者ニトリテハ益々當

地ニアラサレハ日ノ照ラサルコトトテ一般ニ從順ナルハ勿論ナルカ鉱手ハ其ノ作業ノ性質状態及ヒ人数ノ多

数ナル点ニ於テ他職業労働者ニ比較シ鉱場労働者トシテ重キヲナシ稍々纏リタル集團的空氣ヲ有ス且ツ年齢

二十年代ノ者多クシテ職業柄並ニ生國ニヨルヘク稍

稍暴擦者多キ觀アリ

△鉄管工（暖房工）火夫、鉄工、櫓大工＝此等職人労働者

二十年代ノ者多クシテ職業柄並ニ生國ニヨルヘク稍

稍暴擦者多キ觀アリ

方ニテ電気学校工業学校卒業者數名ヲ含ム

△雜夫其他＝何等職能ナク倉庫番炊事夫宿舎小使馬追ヒ仲仕消防夫等ニ使傭セラレ居リ生國モ一定セス

△解夫＝元々解夫ハ夏季間ノミ當地海岸ニ於ケル荷役作業ニ從事スルモノナルカ内若干数ハ翌年初航船來航前予メ海岸荷役設備ノ準備ヲナス為毎年特ニ選ハレ當地ニ残留越冬シ冬季中ハ鉱場内ノ重量貨物ノ運搬夜警等ニ從事ス

ハ石油鉱場ニハイツレモ附物ナルヲ以テ其ノ生國モ鉱手ト同シク總テ新潟秋田ナリ

鉄管工ハ鉱場内ノ動力用暖房用ノ「スチーム」鉄管及送油給水用鉄管ノ敷設修繕ヲナス概ネ元内地石油鉱場ノ未熟ナル鉱手カ鉄管工トシテ當地ニ來タレルモノニシテ暖房工鉄管工トシテ専門的職能ヲ有スル少數職人ノ指図ニヨリテ作業ス

火夫ハ鉱場内ニ散在スル蒸氣罐場（燃料ハ原油）ノ番人ヲ勤ム一氣罐場ニ三人一昼夜三交代ナリ概ネ元鉱手タリシモノカ鉱手トシテ激務ヲ避ケ比較的安樂ナル氣罐場番人トナリシモノナリ

鉄工ハ鉱場内ノ鉱工場ニアリテ掘鑿採掘機其他ノ部分品ノ製造修理ヲナス鍛工施盤工仕上工等ニ分ル櫓大工ハ油井掘鑿用櫓ヲ建設スル特殊大工ナリ

△家大工、建具工＝宿舎其他建物ノ建築修繕ヲナス函館者多シ

△電工＝鉱場内ノ発電所勤務並ニ電動機電燈電話ノ裝置管理修繕ヲナス其生國ハ雜多ニシテ都會的空氣ヲ吸ヒタルモノ多シ當地労働者中ニテハ比較的知識ノ程度高キ

ツ等決シテ快適ト言フヲ得サルモ内地石油鉱場地ノ宿舎ニ比スレハ優レルモノナリト言フ

邦人労働者用トシテ食堂一棟浴室二棟アリテ可成整備シアルモ尚労働者ノ数ニ比スレハ狭マシ

食費ハ直接労働者ノ負担ニテ労働者中ヨリ選ハレタル数名ノ炊事委員ハ一般ノ希望ニヨル程度内ニテ会社販売部ヨリ食料品ヲ購入シ之ヲ炊事夫ニ渡ス労働者ノ過半ヲ占ムル新潟出身者ハ元来粗食ニ甘ンシ少シニテモ食費ノ嵩ムヲ喜ハサルヲ以テ平均一ヶ月十円見当ニテ賄ハレ朝昼晚三食共若布わかふノ味噌汁沢庵漬以外何物モナク只一週間二三回煮ベ物一皿ヲ付スル程度ナリ

然レハ右食事ニ不満ナルモノヲ始メ一般ニ「食フ」コト以外ニ樂シミナキ當地労働者ニトリテハ自然会社販売部ヨリ食パン角砂糖果実ノ缶詰菓子類ヲ買求メ休憩時ヲ無為ニ任セテ間食喫煙スルコトトナリ從ツテ消化機関ヲ損ヒ胃腸病惹ヒテハ當地ノ水質氣候ト相俟ツテ脚氣心臟病ヲ發スルコト稀ナラス

即チ其ノ日常生活ハ索莫タル自然ノ裡何等ノ慰安娛樂設備ヲ有セサルヲ以テ極メテ單調ナルヲ免レス所定八時間ノ勞

働ヲ了レハ宿舎ニアリテ雜談手製ノ将棋等ヲナスカ或ハ寝ムル外ニハ所在ナシ（酒類ノ入手モ殆ト不可能ナレハ種々煩ハシキ問題ノ起ルコト無キハ幸ヒナリ）

尤モ茲ニ労働者唯一ノ娛樂機関トシテ鉱場委員会ノ管理スル俱樂部一棟アルモ平常殆ト露人労働者ノミ専用スル形トナリ邦人労働者ハ冬季一、二回催サルコトアル邦人労働者素人演芸会其他稀ニ会社側ノ輸入セル活動写真ノ観覽以外ニハ訪ルル者殆トナシ尚俱樂部建物ニ接続シ建テラレタル木造一棟内ノ一小室ハ彼ノ須藤ノ発案ニテ特ニ日本人専用娛樂室ト称シオルモ室内ニハ僅少ノ赤色「パンフレット」類ヲ並フル外何等ノ娛樂品ナキ為出入スル者ナシト云フ

又一面冬季間当地ニ在留スル邦人労働者ハ露人労働者ノ宿舎ト軒ヲ並ヘ徒然ナル儘自然相往復シ其間悪影響ヲ蒙ルコトアルヤニ想像サルルモ右ハ實際当地事情ニ付見レハ杞憂ニ過キサルモノニシテ即チ日本会社側ニ從業スル露人労働者ハ殆ト現今「ソウイエト」政治ノ現状ニ不満ヲ抱クモノ乃至ハ物資欠乏ノ憂目ニ会フヲ恐レ日本会社側ヨリ離ルルヲ欲セサル者ヨリ成リ却ツテ日本人ナルニ「ソウイエト・

ロシア」謳歌宣伝シツツアル須藤ヲ一樣ニ輕蔑嘲笑シ居ル状态ヲ見レハ此等露人労働者トノ接触カ邦人労働者ニ野鄙ナル露語ノ片言ヲ教エル以外ニ惡影響ヲ及ホストハ考ヘラレサル処ナリ

ノミナラス近來ノ物資欠乏ヨリ隣接企業「サハリン・ネフチ」從業ノ露人ニシテ汚穢ナル姿ヲナシ些細ナル品物ヲ持チ来リ邦人労働者ニ麦粉・パン・砂糖缶詰類ノ交換ヲ乞フ者多数アリテ其ノ乞食然タル様子ヲ見ルニツケ邦人労働者ハ一種ノ優越感ヲ感シ彼等ノ目ニハ如何ナル露人モ結局「ロスケ」ナル言葉ノ觀念ヲ出テサル者トナル次第ニテ仮令如何ニ宣伝上手ノ手腕ヲ有スル露人ナリトモ此等邦人労働者ニ直接積極的ニ働キカクルモ効果ナキハ明カナリ然レトモ

「ソ」側ノ手先タル邦人主義者ノ須藤輩カ屢々労働者宿舎ヲ訪ヒ雜談旁々宣伝ヲ試ミル時退屈紛レニモ自然耳ヲ傾ムハ相互ニ牽制サレ真向ニ話相手トナル者ナキ由ナリ而シテ尚茲ニ稍注意スヘキハ冬季單調無味ナル生活ノ統クニ從ヒ漸ク疲労ヲ感シ何カト不平カマシキ氣分トナルヘキ嚴寒ノ候トナラハ作業場宿舎其他ニ於ケル破損箇所モ痛ク日常生活

季節期間ハ恒常労働力モ季節労働者ト同シク団体契約ニヨリ定メラレタル季節期間特別ノ労働時間賃金ヲ適用サル即チ非季節期間トノ差ハ

賃 銀	非季節(冬)		季節(夏)	
	労働時間	至午前七時(一時間昼休)	至午前七時(一時間昼休)	至午後六時(計一〇時間)
一、〇				
一、四(四〇%増)				

尚季節労働者ノ宿舎ハ天幕バラック等ニテ差支ナク其他ノ待遇条件モ会社側ニトリテ一般ニ有利ナリ

極北ニ近キ当地ニアリテハ夏季日中ノ特別長キヲ利用シ(平均約午前三時ヨリ午後八時過ニ至ル迄明ルシ)極度ニ時間外作業ヲナサシメ以テ作業ノ進捗ヲ計リシカ前記ノ如ク季節期間ハ賃銀高ク又時間外労働ニ対スル割増モ増大スルヲ以テ莫大ナル労銀ヲ支払フコトトナルモ其ノ割合ニ作業ノ能率思ハシカラサルニ鑑ミ本年度ヨリ仕事ノ性質上許ス限り請取制度ヲ採用セリ即チ労働者ハ一ツノ仕事ヲ為スニ当リ予メ夫レニ対スル労銀ヲ協定シテ引受クル制度ニシテ会社側ニ執リテハ日傭日給制度ニ比シ労銀支払総額ハ増大スルモ作業能率増進上ニ於テ遙カニ利スル処多シト言フ

二、季節労働者

航行可能期トナルヤ六月中旬初航船ノ來航ト共ニ陸続トシテ新鮮ナル労働力ノ輸入ヲ見ルヘク越年中ノ沈滯セル空気ハ茲ニ一変シテ急ニ活氣ヲ呈シ来る

△製罐工＝鉱場又ハ海岸ニ建設サルル石油貯蔵「タンク」（容量ノ最大ナルモノ一万屯）ヲ建設スルモノニシテ此ノ種作業ハ輕業式ノ危険及噪音ヲ伴フヲ以テ其性質一般ニ粗暴ナルハ職業柄免レス此等製罐工ハ特殊難工事タル「タンク」建設ノ為臨時的ニ必要ナルモノナレハ表面「ソ」側ニ対シテハ会社カ直接雇傭セルモノトナリ居ルモ最初ヨリ總テ請負工事ニシテ毎年新潟鉄工場或ハ長岡鉄工場ヲシテ請負ハシメ此等鉄工場ハ「タンク」建設材料ヲ一人ノ請負師ニ提供シ下請負ヲナシム此請負師カ自己ノ負担ニテナス募集ニ対シ内地ノ各地ニ散在スル製罐工ノ親方ハ數名ノ配下ヲ率イテ応募シ當地ニ於テ右請負師ヨリ夫々請取仕事トシテ作業ノ分担ヲ受ケ從ツテ此等製罐工ノ生國ハ一定セサルモノ依

当地ノ夏季ハ暑カラス寒カラス労働ニハ最適ノ気候ナル上ニ右請取制度ニ依リ自由ニ労働ノ機会ヲ得タル邦人労働者ノ多クハ恰モ稼働欲其ノモノノ如ク早昧三時ニ起キ出テ直チニ就働シ午後七時頃ニ至リテ始メテ止ムト言フ調子ニテ疲労ヲ厭ハス一気呵成元氣ニ任セテ一仕事ヲ了ヘ直チニ次ノ請取仕事ヲ引受ケ斯クテ精根ノアラン限り稼ギ出サントスルモノノ如シサレハ一日長時間ニ亘ル労働後食事入浴等ヲ了ヘ宿舎ニ帰ラハ早々寝ニ着キ以テ明日ノ為ニ備ヘサルヲ得サルヘク宿舎其他待遇ノ善惡ハ敢テ意ニ介スル所ニアラスシテ他事ヲ思フノ余暇ナシト言フヲ得ベシ因ニ此等労働者ノ稼高ハ一日一〇一一五円ニ及フモノアリト言フ他方右ノ如ク早朝ヨリ夕刻遅ク迄労働スルハ労働法ニ違反スルトコロナルカ労働監督官鉱場委員会ヨリモ別段ニ咎メナキカ如ク総シテ一般季節期間ニ於ケル之等労働保護機關ノ要求取締ハ比較的緩大ナルヲ常トスト言フ季節労働者モ年齢ハ二十年代最モ多ク又募集地ノ関係上殆ト新潟秋田青森北海道（主トシテ函館付近）人ヨリ成リ少數他地方人ヲ含ム

△製罐工ニ亘ル労働ノ如ク早朝ヨリ夕刻遅ク迄労働スルハ労働法ニ違反スルトコロナルカ労働監督官鉱場委員会ヨリモ別段ニ咎メナキカ如ク総シテ一般季節期間ニ於ケル之等労働保護機關ノ要求取締ハ比較的緩大ナルヲ常トスト言フ季節労働者モ年齢ハ二十年代最モ多ク又募集地ノ関係上殆ト新潟秋田青森北海道（主トシテ函館付近）人ヨリ成リ少數他地方人ヲ含ム

△船夫＝船夫ノ作業ハ沖合ニ仮泊スル船舶ノ貨物ヲ搬ニ卸シ汽艇ニヨリ海岸ニ運搬陸揚シ更ニ鉱場行貨車ニ搭載スル外重油積取船ニ対スル送油作業ノ一部ヲナス昼夜ノ別ナク外海ノ荒波ヲ冒シ危險ナル荷役作業ヲ敢行スルハ相隣リシテ蘇側「トレースト」ノ荷役作業ヲナス露人船夫ノ到底為シ得サル所ナルモ毎年一、二名ノ死傷ヲ出ス其ノ生國ハ主トシテ北海道（函館）青森ナリ職業柄其性質粗野ナルモ一面北国人ノ朴訥サヲ以テ忠実

而シテ季節労働者ト言フモ毎年或ハ一年置ノ季節期ニハ恒常的ニ渡来シ比較的当地ノ事情ニ通スル者過半ヲ占メ居レルカ其他ハイツレモ新渡航者ニテ前述募集地以外ノ地方出身者ヲ含ム此等ハ特別ノ専門の職能ヲ有スルカ或ハ何等力ノ伝手ヲ以テ直接東京本社ニ願出テ採用サレタルモノニシテ相当教育アル者モアリ

前表記ニ付見ルキ明カナル如ク季節期間ハ鉱手大工ヲ始メ総テノ職業ニ於ケル労働者数ノ増加ヲ見ルモ季節労働者トシテ特ニ多数ノ渡航ヲ見ルハ

船夫、製罐工、トラスコン工、架線工、土工、軌道工、地質人夫、雜夫等ナリ

△船夫＝船夫ノ作業ハ沖合ニ仮泊スル船舶ノ貨物ヲ搬ニ卸シ汽艇ニヨリ海岸ニ運搬陸揚シ更ニ鉱場行貨車ニ搭載スル外重油積取船ニ対スル送油作業ノ一部ヲナス昼夜ノ別ナク外海ノ荒波ヲ冒シ危險ナル荷役作業ヲ敢行スルハ相隣リシテ蘇側「トレースト」ノ荷役作業ヲナス露人船夫ノ到底為シ得サル所ナルモ毎年一、二名ノ死傷ヲ出ス其ノ生國ハ主トシテ北海道（函館）青森ナリ職業柄其性質粗野ナルモ一面北国人ノ朴訥サヲ以テ忠実

然新潟出身者過半ヲ占メ顔触レモ毎年殆ト同一ナリ而シテ斯カル請負制度ノ下ニアリテハ作業ノ分担ニ当リテハ請負師ト親方間ニ労銀ノ分配ニ当リテハ親方ト其ノ配下間ニ往々ニシテ悶着ノ生セサル迄モ内心不平ヲ生スル者アルハ免レサル処ナリ又當地ニ於ケル宿舎ノ他ノ待遇モ直接会社トノ関係ナキ為甚タ粗末ナリ此等ノ点ハ須藤輩ノ付込ムロ口実トナリ曰ク製罐工ハ表面会社直属ノ労働者ノ如キモ其實請負制度ノ為ニ二重ニモ三重ニモ搆取サレ且ツ其ノ待遇モ他ニ比シ甚タ劣ル云々ト然レトモ元々製罐工ハ職人氣質濃厚ニシテ親方配下間ノ一团ハ相當團結融和セルモノナルヲ以テ特別ノ者ナラサル限り須藤輩ノ言ニ耳ヲ傾ケル者ナキ趣ナリ因ニ本年夏季間須藤ハ二回海岸ニ赴キ之等製罐工ノ幕舎並ニ前記船夫ノ宿舎ニ顔出シセルモ別ニ為スコトモ無ク去リタル由ニテ其ノ真意ハ図ラサルモ日本ニ帰リタキ旨洩シ居タリト言フ

△「トラスコン」工＝鉄骨鉄板ヲ組立テ組合セ氣罐場倉庫其他ノ建物ヲ建設ス前項「タンク」建設工事ト同様臨

時的ノモノニシテ直接会社ニ雇傭サレス東京市外川崎日本「トラスコン」鋼材株式会社ノ請負ニ係リ同社輸入米国製「トラスコン」材料並ニ監督一名ト共ニ同社直属ノ「トラスコン」工ヲ当地ニ派遣ス
 「トラスコン」工ニハ概不前身製罐工タリシモノヲ使用シ居リ其内少数ノ薦職左官ベンキ職ヲ含ム而シテ当地ニ於テ右監督ヨリ夫々作業ノ分担ヲ受ケ之ヲ請取仕事トシテ遂行ス生國ハ内地各地ヨリ東京ニ出テタル後同「トラスコン」会社ニ就職シタルモノナルヲ以テ雑多ナルカ總テ同一会社ノ常傭労働者ナルニ付比較的融和統一アルモノナリ
 △架線工＝送電線電話線ノ架線作業ヲナス本年ハ「オハ」鉱場——「ボロマイ」鉱場間數十哩ノ電話線架設工事アルヲ以テ此ノ種労働者ノ多数渡来ヲ見タルカ總テ直接石油会社ニ雇傭セラルモノニシテ生國ハ依然新潟ヲ主トスルモ其他地方ノ者モ多数アリ内地各地ノ電灯電力会社ヲ転々ト移り渡リ一般ニ高慢ニシテ輕躁ノ点アルハ電力労働者ノ共通性ナリ

△地質人夫＝地質技師ノ率ユル地質調査班ニ伴隨シ山中ニ

結論

石油利権企業カ煩雜ナル「ソウイエト・ロシア」ノ法令ニ災サレツモ且又地理氣候条件ニ於テ最惡ノ僻陬地ニアリナカラモ斯ク短日月ニ目覺シキ發展ヲ遂ケツツアル所以ハ勿論原油出湧量ノ豊富ナルト國家的保護ニヨル以外ニ企業当局ノ策ノ宜シキニ依ルモノナルヘキモ他面内地不景氣ニ依リ比較的良質ノ労働者ヲ必要數ニ応シ自由ニ選択移入シ得ルコト及「ソウイエト・ロシア」ノ經濟社會状態ノ萎微沈滯ニヨル会社側日露労働者ノ安定セル就働狀態ニモ因由スルトコロ大ナリト言ハサルヘカラス今若シ少シニテモ景気回復ノ氣運ニ向ハシカ高額ノ労銀ヲ得ルト雖モ凡有生活上ノ不便苦痛ヲ忍ヒ或ル程度健康ヲモ犠牲ニセサルヘカラサル当地ヘノ渡航希望者ハ著シク減シ随テ労働者募集困難ト質ノ低下ヲ來スヘク又「ソ」側経済力振興シ諸制度完備シ來ランカ「ソ」側ノ対会社關係対労働者關係ニ於ケル態度ハ著シク攻勢圧迫的トナリ勢ヒ邦人労働者ノ稼働狀態思想状态ニモ多大ノ動搖ヲ与フヘキヲ以テ企業ノ蒙ムル影響モ亦大ナルモノアルヘシ然レトモ目下右ノ如キ事態ノ変化ハ到底起リ得ヘクモアラサルヲ以テ此ノ点企業トシテハ毫

入り常ニ転々移動ス多数ノ露人人夫ニ率先シテ地質調査作業ノ下勤キ森林ノ伐開荷物運搬宿泊所(天幕)ノ設備炊事等ニ從事スルモノニシテ専門ノ職能ヲ要セサルモ其ノ生國ハ概シテ青森ナリ
 △軌道工、土工＝軌道工ハ鉱場内材料運搬用軌道ノ敷設作業又ハ保線工事ヲナシ土工ハ軌道建設物ノ基礎固メ地杭打築土等ヲナス秋田出身者其ノ大部分ヲ占メ時節柄本職ノ土工ニアラサルモノ多数混入スル由ナリ△雜夫＝夏季当地ニ於ケル雜夫ノ仕事ハ一定セス或ハ土木工事ニ或ハ貨物運搬ニ又ハ炊事夫給仕小使番人等人手不足ノ箇所ニ隨時隨所ノ労働ニ從事スルモノニテ其ノ収入モ他ノ職業労働者ニ比シ遙カニ少ナシ大概内地失業者中ヨリ就職シ得タルモノニテ其素姓ハ種々雜多ナリ百姓工場労働者大工鍛冶其他各種ノ職人或ハ少數事務員自動車運転手等凡有方面ノ失業者ヲ含ミ此等ハイツレモ夥シキ応募者中ヨリ辛シテ就職シ得タル者ナルカ季節終ラハ転テ又日当ナキ失業生活ニ入ルハ他ノ季節労働者ト同様ナルモ当地ニ於ケル収入ノ少ナキ丈ニ最モ不安ナル状態ニアルモノナリ

情主義的施設ヲナスハ一般労働者氣分ノ安定緩和ノ為ニ大

イニ必要ナルノミナラス「ソ」側刻下ノ貧弱ナル狀態ニ對

シ逆宣伝トモナリ得ヘン

從来企業ハ企業自體ノ設備ニ年々多額ノ投資ヲナシ來タレ

ルヲ以テ從業員労働者ノ待遇施設ニ付イテハ顧ルノ暇ナク

常ニ鉱場委員会ノ要求ノ一部ニ辛シテ應シ來タリタル程度

ナルハ誠ニ已ムヲ得サルトコロナリトスルモ又現在一般ノ

不景氣風ヲ外ニシテ高給ヲ受ケオル當地労働者ニ對シテハ

何等其ノ必要ナキヤニ思考セラルモ将来ヲ慮リ國家的保

護ヲ受クル企業トシテ当地「赤イ国」ニ多数ノ邦人労働者

ヲ移入スル以上此等労働者ヲシテ思想上ノ惡傾向ヨリ遠サ

カラシムル事ニ付イテハ多大ノ責任ヲ負フモノナルヲ思ハ

ハ上述事項モ決シテ等閑ニ付スルヲ得サルモノト思考セラ

ル

77 昭和5年9月28日

在オハ下村分館主任より
幣原外務大臣宛

ソ連中央利権委員会委員とオハ日本側企業現

地責任者との面談について

(10月31日接受)

本普通第一二七号

昭和五年九月二十八日

在オハ分館主任

外務書記生 下村 未郎(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

中央利権委員会委員「シードロフ」氏ノ「オ

ハ」鉱場視察ニ関スル件

本年八月二十九日付本普通第一六八号ヲ以テ在亞港佐々木

総領事報告ノ通土威炭坑ノ視察ヲ了シタル中央利権委員會

委員「シードロフ」氏ハ尼港經由本月十五日來「オ」シ當

地鉱務監督官「ボボフ」氏宅ニ起臥シ親シク日蘇兩企業ヲ

視察中ナリシカ其間野口所長ハ両三度同氏ト面晤ノ上企業

ノ立場ヲ説明シ左記各種案件ニ關シ其諒解ヲ求ムル所アリ

タルニ対シ同氏ハ大体ニ於テ其ノ旨ヲ諒得シ今少シク早目

ニ現地ノ実状ヲ理解シタランニハ莫斯科ニ於ケル交渉案件

ノ進捗ニ貢獻スル所アリシナラントテ之ヲ遺憾トシ居タル

趣ナリ尚當地鉱務監督官「ボボフ」氏ハ本官ニ対シ「シードロフ」氏ノ利権企業ニ對スル印象ハ頗ル良好ナリト前提

シ利権企業ノ各種施設及報告等ノ法規ニ準応シ履行サレ居

ルハ驚歎ニ值スト称讚シ居タリ唯土威炭坑ニ比シ物資配給

狀況宿舍狀況等劣ルモノアルモ之モ鉱業所側ノ説明ニ依リ配給物資ノ種類僅少ナルハ季節労働者稼働期中ノ一時的現象ニシテ又建設中ノ宿舎ニ丸太ノ模造建アルモ之トテ労働監督ニテ認許シ居ル旨ヲ諒得シ其他ニ對シテハ頗ル満足ノ意ヲ表示シ居タル云々ト語レリ

記

一、北「オハ」ニ於ケル試験採油ノ件

最近當地鉱務監督官對鉱業所間ニ協定セル試験採油期間

一週間ヲ鉱務監督官当初ノ要求通一ヶ月ニ変更セシメタリ

ノ代リ中央ニテ握潰シトナリ居タル「オハ」トノ連絡送

油管ノ布設ヲ許可ス

更ニ口頭ニテ

(1)試験採油ニ依リ得タル原油ハ「オハ」ニ於テ消費スル

モ国外ニ搬出スルモ差支ヘ無ク

(2)長期間採油ノ結果鉄管抑留ニ依リ技術的ニ掘進不可能

ナリト現地監督官ニ於テ認定スルトキハ予定深度ニ達

スルヲ要セス

自然ルニ一ヶ月間ノ試験採油成績良好ナリトテ予定深度ヲ変更スル事ヲ得ス

一、北「オハ」ニ於ケル試験採油ノ件

技術監督官ヲ説キ予テ鉱業所ヨリ提案中ナリシ本件ヲニ

ケ年ノ期限ヲ以テ承認セシメタリ

三、「トレースト」及税関關係ニ對シテモ夫々必要ノ指令ヲ

サル事ニ對シテハ責任ヲ以テ改良スヘシ

云々ノ旨協定セリ

二、試掘地ニ於ケル技術的建物ヲ木材ニテ建設ノ件

四、技術監督官ノ不当干涉ニ對シテハ相當戒飭スル所アリタリ

五、利権契約第十三条ノ工業的価値ハ客觀的ニ標準ヲ定ム

ルモ企業當局者ノ經濟的狀態ヲ基礎トスル事ヲ認ムト云ヘリ

六、利権契約第十四条ニ關シ南北「バターシン」二十五平

方露里ノ区画ハ鉱業所説明ニ依リ企業自身ノ意志ニ依リ

タルニ非ル事ヲ理解シ問題ノ眞髓ニ触レ得タルヲ以テ適

当ノ条件ニ依リ本件ヲ決定セントノ内意ヲ済セリ

七、尚先方希望トシテハ

(一)財産問題ハ敢テ裁判ニ移ス意思ハ無キモ最モ強キ意味ニ於テ速決ヲ望ミ

七言詩二題

(二)比率問題ニ関シテハ現時ノ情態默視スルヲ得ストテ企業ノ解決案ヲ求メ

十一

因ニ同氏ハ飛行便アリ次第哈府ヘ向ケ出発十月十五日頃帰
莫ノ予定ナリト云フ

本信写送付先 在蘇連邦天羽臨時代理大使 在亞港佐々木
総領事

232

宛在アレクサンドロフスク佐々木總領事
昭和5年10月17日

在アレクサンドロフスク佐々木總領事宛

側の対応振りについて

在才八分館主任

在亞港

期 間 别		日本人	蘇連邦人	計
現 在	初航船乗港前			
本年冬營期				
八〇〇	一、八二七	五七〇	三九一	一、二三八
五五〇	五二四	二〇一	二六七	六五八
一五〇	七二五	七二五	五五二	一、五〇〇

「備考」

ルノアール

比率外日本人労働者三〇人

長言事務十元
士務之同，正合持才領事務也。

昭和5年1月1日 在才ハ下村分館主任より

オハにおける石油採掘量に関する報告

(12月15日接受)

方正卷之五

在才八

外務書記生 下村 未郎（印）

外務大臣男爵
幣原喜重郎殿

當地鉱業所ノ日蘇人労働者比率ニ関スル件
労働者ノ比率關係ニ付テハ當地蘇官憲ニ於テモ常ニ深甚ノ
注意ヲ傾注シ利權契約ニ依ル比率ノ嚴守ヲ求メツツアルモ
極東地方ニ於ケル労働力ノ欠乏ハ自然蘇側労働力ノ供給不
能トナリ日蘇人労働者数ハ一対三ノ比率ヲ遵守スル能ハス
日本人労働者数ハ常ニ高率ニアルヲ普通トス殊ニ本年ハ所
要労働力ノ供給不能トシテ日本人労働者ノ雇入多数ニ達シ
為ニ日蘇人労働者ノ比率ハ全ク地位顛倒スルニ至リ益々當
地蘇官憲ノ注意ヲ喚起シ其ノ不満ヲ激成シツツアルニ付今
セラルルヲ以テ當地鉱業所ニテモ将来ヲ憂慮シ日蘇人労働
者ノ現在比率ニ付テハ其ノ緩和方考慮中ナル位ナル故明年
度ニ於テモ日本人労働者ハ果シテ本年同様ノ高率ヲ維持シ
得ルヤ否ヤハ疑問無キ能ハサルモ貴電第四三号御來示ノ次
第モアリタルニ付當地鉱業所ノ日蘇人労働者数何等御参考
迄左記ノ通報告申進ス

總領事 佐々木 静吾殿

三塊錢業所，今日蘇人勞餉石比酒，二關不外任

214

層枯渴スルトモ五、六層ノ採油ヲ開始セハ尚十年間ハ「オ

ハ」油田ノ保持確實ナリ七、八層ハ今ノ処不明ナルモ学理

上五、六層ニ比シ埋蔵量豊富ナル見込ナリ云々ト語レル事

アリ

因ニ「トレースト」側ニテハ一九二八年九月五日締結ノ原油

売買契約ニ依ル原油引渡量六万五千噸中四万五千四百噸ハ

既ニ本年七月二十二日引渡ヲ了シ残額一万九千六百噸ハ本

年九月末日迄ニ引渡完了ノ見込ナルニ付本契約更新方交渉

中ナル趣ハ本年七月二十三日付本機密第九五号拙信報告ノ

通ナルカ本年九月十三日残額全部ノ引渡ヲ了シ採油ハ目下

建設中ナル一万二千噸「タンク」四基中既ニ一基ヲ完成シ

之ニ貯油中ナリ

右何等御参考迄報告申進ス

本信写送付先 在蘇連邦天羽臨時代理大使、在亞港佐々木
総領事

80 昭和5年11月27日 中里北樺太石油(株式会社) 社長より
堀田外務省歐米局長宛

北樺太石油会社とソ連労働組合との団体契約

改訂について

昭和五年十一月二十二日 発信人 哈府 薄井
本社宛

三六号二一日

十八日以来引続キ開会一進一退時ニ決裂ノ危機ニ面シ總領事モ斡旋御尽力アリタル処本日賃銀宿舎販売値段及期間等

総テ解決シ明日全般的ニ調印ノ上登録スルコトニナレリ

越候間此段及報告候

(別添)

庶発第五五六号
昭和五年十一月二十七日
北樺太石油株式会社
取締役社長 中里 重次

外務省欧米局長 堀田 正昭殿

団体契約調印ニ関スル件

弊社對蘇連邦労働者組合間ノ團体契約改訂ニ關シ去ル五月
哈府ニ於テ交渉開始致候處当初ニ於ケル双方ノ主張ニ甚シ
キ懸隔有之爾來幾多ノ糾余曲折ヲ経過シ時ニ會議決裂ノ危

機ニ瀕シタルコトアリシモ今般漸ヤク契約成立シ本月二十
二日調印ヲ了シタル旨弊社派遣員ヨリ別添電報ノ通り報告

(11月21日接受)

右ハ本社御指示ノ趣ニ從ヒ法理解釈及実益ヲ考慮シ決定シタルモノニシテ委細帰朝ノ上説明申上ク

賃銀ハ労働者最低日給一留三五哥(据置)

従業員最低月給三一留(据置)

徒弟最低日給一留二〇哥(係數組合案通り)

一、團契期間ハ十月一日ヨリ(但シ賃銀器具代償等ノミ溯

及)

昭和五年十一月二十三日 発信人 哈府 薄井
本社宛

三七号二二日 团契調印終了

團契本日調印ス労働部登録ハ明後二十四日ニ済ム予定